

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「租税特別措置（所得税関係）の適用状況等について」

平成28年12月

会計検査院

租税特別措置（以下「特別措置」という。）は、国による特定の政策目的を実現するための特別な政策手段であるとされ、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものである。特別措置に関しては、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）等により、法人税関係の特別措置について、政策評価が義務付けられている。また、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）が平成22年4月に施行され、税負担を軽減する法人税関係の特別措置に関して、適用実態調査及びその結果の国会への報告等の措置が定められている。

一方、所得税関係の特別措置については、政策評価は義務付けられておらず、政策評価に関する基本方針（平成17年12月閣議決定）に基づき、積極的かつ自主的に政策評価を実施するよう努めることとされている。また、所得税関係の特別措置等に関して、これまでに適用実態調査が実施されたことはない。

少子・高齢化やグローバル化が急速に進み社会保障給付等の増加や経済変動により国の財政がますます厳しくなる中で、今後の税の在り方が、その用途とともに国民にとっても一層身近で重大な問題となってきた。

本報告書は、以上のような状況を踏まえて、所得税関係の特別措置の適用状況並びに関係省庁及び財務省による検証状況等について検査を行い、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成28年12月

会計検査院

目次

1	検査の背景	1
	(1) 租税特別措置の趣旨	1
	(2) 特別措置を取り巻く状況	1
	(3) 所得税関係の特別措置の概要	3
	ア 所得税の納税手続及び特別措置を適用するための手続	3
	イ 所得税関係特別措置の手法別区分	3
	ウ 所得税関係特別措置の適用による減収見込額の規模	4
	(4) 特別措置に係る税制改正	5
	(5) 関係省庁及び財務省における特別措置の検証	7
	ア 関係省庁における特別措置に関する政策評価法等に基づく検証	7
	イ 税制改正要望の際に行われる関係省庁及び財務省による検証	8
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	9
	(1) 検査の観点及び着眼点	9
	(2) 検査の対象及び方法	9
3	検査の状況	11
	(1) 所得税関係特別措置の適用状況	11
	(2) 関係省庁及び財務省における所得税軽減措置に係る検証状況及び適用実績の把握状況	12
	ア 関係省庁における政策評価の実施状況	13
	イ 税制改正要望の際に行われる関係省庁及び財務省による検証状況	14
	ウ 両検証とも行っていない所得税軽減措置の状況	15
	エ 両検証が行われた際の適用実績の把握状況	17
	(3) 減収見込額が多額に上っている所得税軽減措置の適用状況及び検証状況	22
	ア 確定申告を要しない配当所得及び上場株式等に係る配当所得の課税の特例	22
	イ 公的年金等控除の最低控除額等の特例	27
4	所見	31
	(1) 検査の状況の概要	31
	ア 所得税関係特別措置の適用状況	31

イ 関係省庁及び財務省における所得税軽減措置に係る検証状況及び適用実績
の把握状況 32

ウ 減収見込額が多額に上っている所得税軽減措置の適用状況及び検証状況 . . . 32

(2) 所見 34

別表1 所得税関係特別措置121措置について、会計検査院が会計実地検査等で提出
を受けた計14,949人の確定申告書等を基に集計した適用状況等（措置法の
条文別） 37

別表2 政策等の単位計296件の一覧 50

事例一覧

[3%少数株主権を行使できる者である一方で、申告不要配当特例等における大口株主等でないことから申告不要配当特例等を適用していた者に該当するもの]

<事例> 26

参考事例一覧

[関係省庁において適用実績の把握に努めている所得税軽減措置]

<参考事例> 21

租税特別措置（所得税関係）の適用状況等について

検査対象	内閣府本府、金融庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金（款）歳入組入資金受入 （項）各税受入金
租税特別措置の概要	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づいて、特定の個人や企業の税負担を軽減することなどにより、国による特定の政策目的を実現するための特別な政策手段として設けられている税制上の措置
所得税関係の租税特別措置のうち税負担の軽減等を図るもの	121措置
上記の租税特別措置に係る減収見込額（財務省試算）	2兆0250億円（平成27年度）

1 検査の背景

(1) 租税特別措置の趣旨

租税特別措置（以下「特別措置」という。）は、所得税法（昭和40年法律第33号）、法人税法（昭和40年法律第34号）等で定められた税負担に対して、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）に基づいて、特定の個人や企業の税負担を軽減することなどにより、国による特定の政策目的を実現するための特別な政策手段であるとされ、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものである。特別措置には、特定の政策目的のために税負担の軽減等を図るもの（政策税制）のほか、税負担を不当に減少させる行為の防止や手続の特例等に係るものがある。

(2) 特別措置を取り巻く状況

平成22年度税制改正大綱（平成21年12月閣議決定）によれば、特別措置は、税負担

の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなければならず、税制における既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みとするためには、特別措置をゼロベースから見直して、整理合理化を進めることが必要であるとされている。そして、この見直しのため、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」（平成22年度税制改正大綱別紙1。以下「見直し方針」という。）が定められ、特別措置のうち産業政策等の特定の政策目的を実現するために税負担の軽減等を行う政策税制措置については、全てを「ふるい」にかけて、平成22年度税制改正から始まる4年間で抜本的に見直すこととなった。また、抜本的な見直しに際しては、「政策税制措置の見直しの指針」（見直し方針の別添。以下「指針」という。）に照らして、適用実態等からみて国民の納得できる必要最小限のものとなっているかなどといった観点から実施することとなっており、存続期間が10年を超えているなどの措置については、特に厳格にその合理性等を判断することとなっている。

また、22年3月には、特別措置に関して、適用実態の調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的として、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」（平成22年法律第8号。以下「租特透明化法」という。）が制定され、同年4月から施行された。

租特透明化法によれば、財務大臣は、税負担を軽減する法人税関係の特別措置（以下「法人税関係特別措置」という。）について、適用額明細書を利用して適用実態を調査し、その結果に関する報告書を作成することとされている。また、税負担を不当に減少させる行為の防止や手続の特例等を除いた税負担の軽減、加重等を図る所得税関係の特別措置（以下「所得税関係特別措置」という。）について、財務大臣は、適用実態を調査する必要があると認めるときは、その必要の限度において、税務署長に提出される調書等を利用すること並びに行政機関その他の関係団体に対し資料の提出及び説明を求めることができることとされている。なお、財務大臣は、これまでに所得税関係特別措置について、租特透明化法に基づく適用実態調査を実施したことはない。

一方、平成22年度税制改正大綱を踏まえて、22年5月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（平成13年政令第323号。以下「政策評価法施行令」という。）

等が改正され、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減又は繰延べを行う特別措置のうち、一定の要件を満たす法人税関係の特別措置（以下「法人税軽減措置」という。）については、その有効性等について国民に対する説明責任を果たすことなどを目的として、政策評価の実施が義務付けられることとなった。さらに、所得税関係特別措置のうち、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減又は繰延べを行うもの（以下「所得税軽減措置」という。）については、積極的かつ自主的に政策評価を実施するよう努めることとされた。

(3) 所得税関係の特別措置の概要

ア 所得税の納税手続及び特別措置を適用するための手続

納税者は、原則として、配当、不動産、事業、給与、雑等の各種所得の金額を合計した総所得金額等から基礎控除その他の控除をして計算した課税総所得金額等に、所得税法等に定められた税率を乗じて所得税の額を計算して、税務署長に確定申告書を提出して国に納税すること（以下、このような方式を「申告納税方式」という。）となっている。また、給与等の所得について、給与等の支払をする者は源泉徴収義務者となり、給与等を支払う際に納税者から所得税を徴収して、これを国に納付すること（以下、このような方式を「源泉徴収方式」という。）となっている。

そして、納税者が、申告納税方式により納税する際に特別措置を適用するためには、所轄の税務署に確定申告書、措置法等に規定された明細書等を提出することとなっており、一方、源泉徴収方式による納税に際して特別措置を適用するためには、源泉徴収義務者に対して明細書等を提出することとなっている。これらのほか、特別措置の中には、納税者が確定申告書や明細書等を提出することなく、一定の要件に該当していれば適用を受けることができるものもある。

イ 所得税関係特別措置の手法別区分

所得税関係特別措置には、特定の政策目的を実現するために税負担の軽減等を図る手段として、所得税を免除し、又は軽減するもの（以下「直接控除」という。）及び一時的にその課税を猶予し、課税の延期を行うもの（以下「課税の繰延べ」という。）の二つの方式がある。直接控除には、税額控除、所得控除、税率の軽減、非課税等の手法が用いられ、課税の繰延べには、特別償却、取得価額引継ぎなどの手法が用いられている（図表1参照）。

図表1 所得税関係特別措置の手法別区分

方式	手 法	内 容
直接控除	税額控除	所得税額から一定金額を控除するもの
	所得控除	総所得金額等から一定金額を控除するもの
	特別控除	事業所得等の金額の計算上、一定金額を控除するもの
	概算経費控除	概算経費により必要経費に算入する額を算出するもの
	損益通算	各種所得の金額の計算上、一定の所得の金額に損失が生じた場合、この損失額を他の黒字の各種所得の金額から控除するもの
	税率の軽減	課税所得金額に乗ずる税率を軽減するもの
	所得区分変更	所得区分を変更するもの
	非課税	所得税が課されないもの
	免税	所得税が免除されるもの
	その他	上記のいずれにも当てはまらないもの
課税の繰延べ	特別償却	減価償却費に一定額を加算できることとするもの
	必要経費算入	その年分の必要経費に算入すべき費用以外の費用をその年分の必要経費に算入するもの
	取得価額引継ぎ	一定部分の譲渡所得がなかったものとして取扱い、譲渡資産の取得価額を買換資産等の取得価額として引き継ぐもの
	準備金等	積み立てた額を必要経費の額に算入するもの
	その他	上記のいずれにも当てはまらないもの

ウ 所得税関係特別措置の適用による減収見込額の規模

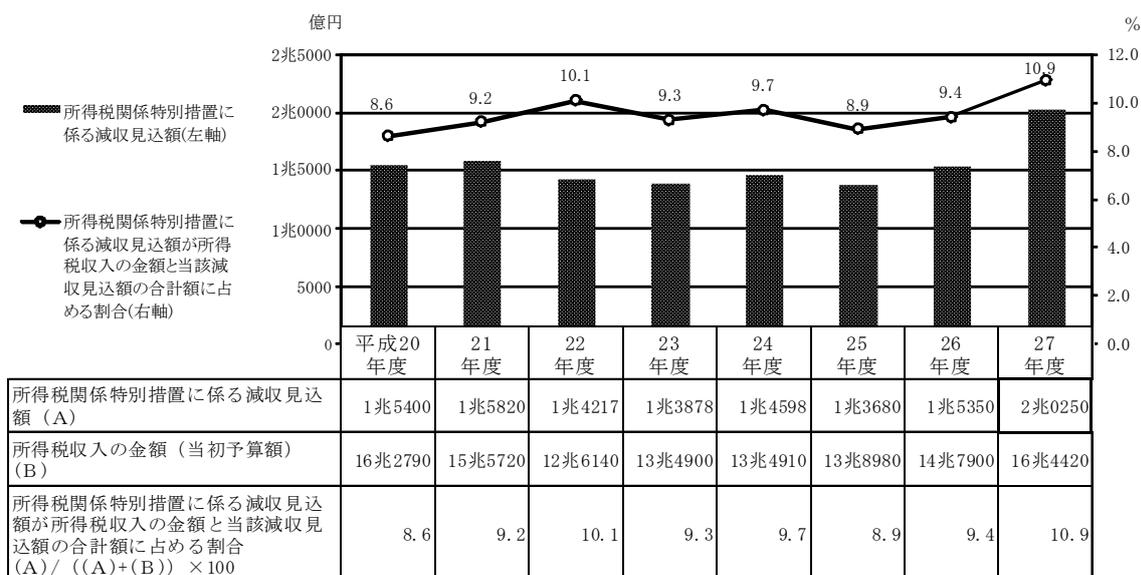
財務省は、データ上の制約等から特別措置の適用による増減収額を見込むことが困難であるものや特別措置の内容から増減収額が生じないと考えられるものなどを除き、毎年度、特別措置の適用による増減収見込額を試算していて、このうち増減収見込額が10億円を超える特別措置を公表している。

27年度分において、所得税関係、相続税関係、贈与税関係等の法人税関係以外の特別措置で1兆6600億円の増収額及び6兆5450億円の減収額が見込まれており、このうち所得税関係特別措置に係る減収額は2兆0250億円と見込まれている。なお、法人^(注1)税関係特別措置に係る減収額は、26年度分で2兆0587億円と見込まれている。

そして、20年度以降について、所得税関係特別措置に係る減収見込額が所得税収入の金額（当初予算額）と当該減収見込額の合計額に占める割合をみると、図表2のとおり、10%前後で推移している。

(注1) 財務省は、法人税関係特別措置について、平成26年度の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に26年度分の減収額の実績推計を行っている（平成28年2月参議院予算委員会提出資料）。

図表2 所得税関係特別措置に係る減収見込額の推移等



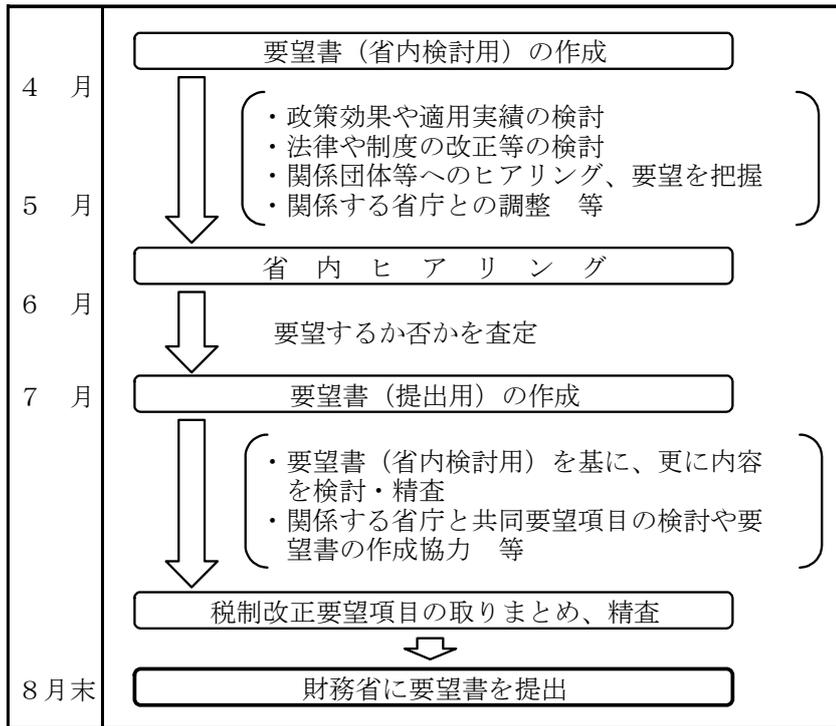
(注) 減収見込額は、財務省の試算による。

(4) 特別措置に係る税制改正

税制上の措置を特定の政策目的を実現するための手段として導入している行政機関（税制上の措置を特定の政策目的を実現するための手段として導入している行政機関としての財務省を含む。以下「関係省庁」という。）は、毎年度行われる税制改正に当たり、特別措置の制度ごとに、各政策の目的に基づき、税制の新設、内容の拡充、期限の延長（期限の撤廃を含む。以下同じ。）等について要望（以下、関係省庁が毎年度行う税制に関する要望のことを「税制改正要望」という。）する事項を記載した「税制改正要望書」（以下「要望書」という。）を、国税に関する制度の企画、立案等を所掌する財務省に提出している。

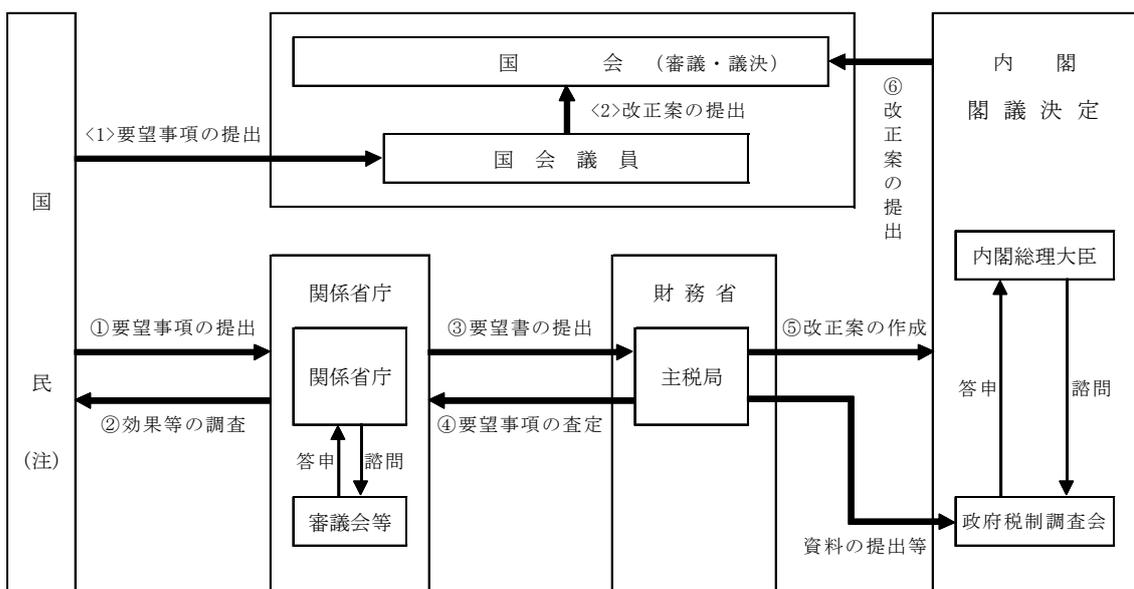
関係省庁における税制改正要望の事務手続の流れについて、例を示すと図表3のとおりである。

図表3 関係省庁における税制改正要望の事務手続の流れ



税制改正要望の内容については、財務省による要望事項の検証や査定、税制調査会での議論等が行われ、その後、税制改正大綱が閣議決定される。そして、この大綱の内容を法案化した措置法等の改正案は、閣議決定を経た上で内閣から国会に提出され、国会で審議、成立後、公布、施行される（図表4参照）。

図表4 税制改正の流れ（概念図）



（注）国民からの要望事項の提出は各種の団体等を通じてなされる。

(5) 関係省庁及び財務省における特別措置の検証

ア 関係省庁における特別措置に関する政策評価法等に基づく検証

行政機関が行う政策評価について、客観的かつ厳格な実施を推進し、その結果の政策への適切な反映を図り、また、政策評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされることを目的として、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）が13年6月に制定された。

そして、前記のとおり、22年5月に政策評価法施行令が改正され、法人税軽減措置について、政策評価法及び「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、政策評価の実施が義務付けられることとなり、関係省庁における特別措置に係る政策評価が行われることとなった。具体的には、法人税軽減措置について、新設又は内容の拡充若しくは期限の延長の際に事前評価の実施が義務付けられることとなった。また、同月に基本方針が一部変更され、法人税軽減措置については、政策評価に関する基本計画において事後評価の対象として定めるものとされた。さらに、所得税軽減措置については、政策評価法等において、事前評価及び事後評価の実施が義務付けられていないものの、基本方針において、積極的かつ自主的に事前評価を実施するよう努め、また、事後評価の対象とするよう努めるものとされた（図表5参照）。

図表5 特別措置に係る政策評価の対象

特別措置の区分		政策評価の義務付け又は努力義務	
		事前評価	事後評価
特定の行政目的の実現のために税負担の軽減又は繰延べを行う特別措置	法人税軽減措置	政策評価法等に基づく事前評価の義務付け	基本方針に基づく事後評価の義務付け
	その他の税目（所得税、相続税等）に係る特別措置	基本方針に基づく事前評価の努力義務	基本方針に基づく事後評価の努力義務
上記以外の特別措置		政策評価の義務付けも努力義務も課されていない。	

基本方針によれば、政策評価の結果については、各行政機関において、政策評価

の結果が税制改正要望等の政策の企画立案作業における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるようにする必要があるとされている。

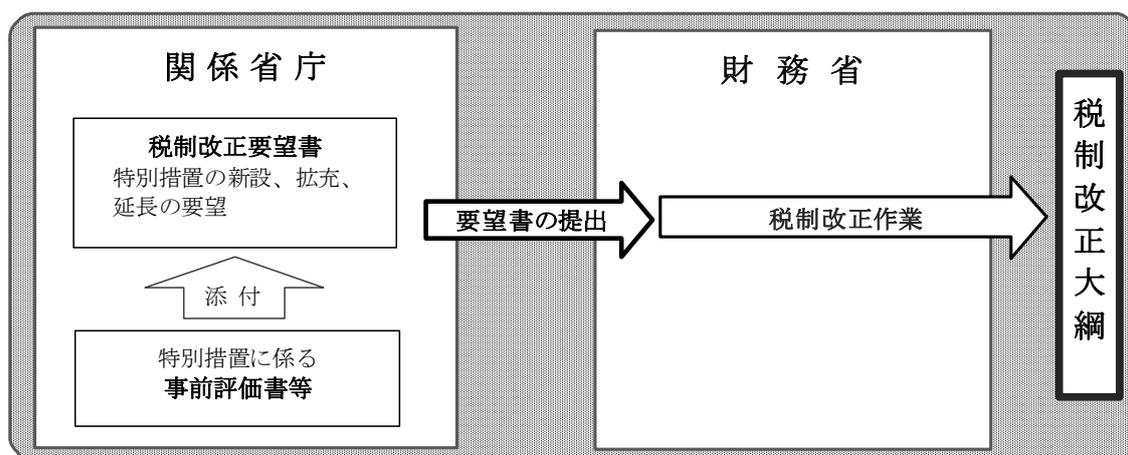
そして、特別措置に係る政策評価の内容、手順等の標準的な指針を示した「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月政策評価各府省連絡会議了承。以下「租特ガイドライン」という。）によれば、関係省庁は、特別措置に係る政策評価を実施する場合には、客観的なデータを可能な限り明らかにし、特別措置の適用数や適用額、減収額及び効果を予測し、又は把握するとともに、税収減が是認されるような効果が見込まれ又は確認されるかなどの観点から政策評価の実施に努めることとされ、その政策評価の単位は、税制改正要望を行う特別措置の単位に対応させることなどとされている。また、政策評価法によれば、特別措置に係る政策評価を行ったときは、政策評価の対象とした特別措置等を記載した評価書を作成することとされている。

イ 税制改正要望の際に行われる関係省庁及び財務省による検証

関係省庁は、政策評価法等に基づく検証のほか、各年度の税制改正要望の際に財務省に提出する要望書において、施策の必要性、手段としての有効性及び要望の措置の妥当性といった点から検証を行うこととなっている。具体的には、特別措置に係る減収見込額や政策目標の達成状況を提示することなどにより当該特別措置の検証を行うこととなっている。また、財務省は、関係省庁から提出を受けた要望書等に基づいて、特別措置の効果等の検証を行うこととなっている（図表6参照）。

なお、関係省庁は、要望する特別措置について政策評価法等に基づく政策評価を実施している場合には、事前評価書等を当該要望書に添付することとなっている。

図表6 税制改正要望の際に行われる関係省庁及び財務省による検証



2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

少子・高齢化やグローバル化が急速に進み社会保障給付等の増加や経済変動により国の財政がますます厳しくなる中で、今後の税の在り方が、その使途とともに国民にとっても一層身近で重大な問題となってきた。

会計検査院は、27年次の検査において、法人税関係特別措置等の適用状況等に着目して検査した状況を、会計検査院法第30条の2の規定に基づき、27年10月に国会及び内閣に報告したところである。

また、前記のとおり、所得税関係特別措置は、その適用による減収見込額が多額に上っている一方で、租特透明化法において適用実態調査が義務付けられておらず、これまでに実施されたことがない。

そこで、会計検査院は、上記のことなどを踏まえて、有効性等の観点から、①所得税関係特別措置の適用状況はどのようになっているか、②関係省庁及び財務省における所得税軽減措置に係る検証状況等はどうになっているか、③減収見込額が多額に上っている所得税軽減措置について、会計検査院が提出を受けた確定申告書等から把握した適用状況等を踏まえて、当該所得税軽減措置が国民の納得できる必要最小限のものとなっているかなどの指針等に照らして検証が適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

26年分において適用される所得税関係特別措置を適用している納税者のうち、図表7のとおり、

①計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）に基づき、所得が一定金額以上のため会計検査院に証拠書類として確定申告書等が提出された納税者のうち、会計実地検査（注2）を行った68税務署に係る8,659人、

②会計検査院に証拠書類として確定申告書等が提出されていない納税者のうち、会計実地検査を行った68税務署において確定申告書等の提出を受けた納税者及び上記68税務署（注3）以外の100税務署について国税庁を通じて確定申告書等の提出を受けた納税者計6,290人、

合計14,949人について、24年分から26年分までの所得税関係特別措置の適用状況を対象として検査した。

図表7 所得税関係特別措置の適用状況を検査した納税者数

区 分		注(1) e-Taxにより申告 した納税者数	紙媒体により申 告した納税者数	計
① 計算証明規則に基づき所得が一定金額以上のため会計検査院に証拠書類として確定申告書等が提出された納税者		68税務署 6,363人 注(2)	68税務署 2,296人 注(2)	8,659人
② 会計検査院に証拠書類として確定申告書等が提出されていない納税者	会計実地検査を行った68税務署において確定申告書等の提出を受けた納税者	—	68税務署 3,318人 注(3)	6,290人
	上記以外の100税務署について国税庁を通じて確定申告書等の提出を受けた納税者	100税務署 2,972人 注(4)	—	
計				14,949人

注(1) 所得税の確定申告等の国税に関する各種の手続について、インターネット等を利用して電子的に手続を行う国税電子申告・納税システム

注(2) 証拠書類として提出された確定申告書等により、所得税関係特別措置を適用していた納税者を、e-Taxにより申告した納税者についてはその全数を、紙媒体により申告した納税者については各税務署当たり最大50人まで抽出した。

注(3) 所得税関係特別措置を適用していた納税者を各税務署当たり最大50人まで抽出して、当該納税者に係る確定申告書等の提出を受けた。

注(4) 所得税関係特別措置を適用していた納税者を各税務署当たり最大30人まで抽出して、国税庁を通じて当該納税者に係る確定申告書等の提出を受けた。

上記のほか、減収見込額が多額に上っている所得税軽減措置の検査に際しては、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する有価証券報告書等の資料から抽出（注4）するなどした23税務署の延べ48人の納税者も対象に加え、25年分及び26年分の適用状況を対象として検査した。

検査に当たっては、所得税関係特別措置を適用している納税者の確定申告書等や、

減収見込額が多額に上っている所得税軽減措置を適用している納税者の配当等の所得に係る源泉徴収の状況を示した資料、確定申告書等に係るデータを集計、分析するなどして検査した。

(注5)

そして、内閣府本府等14府省庁において、政策評価に係る関係資料や税制改正要望の際に財務省に提出した要望書等における所得税軽減措置に係る検証状況及び適用実績の把握状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

また、財務省において、所得税関係特別措置の検証状況等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

- (注2) 68税務署 札幌東、苫小牧、仙台南、能代、いわき、竜ヶ崎、宇都宮、川越、大宮、上尾、朝霞、柏、麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、品川、四谷、新宿、本郷、目黒、蒲田、中野、江戸川北、八王子、立川、武蔵府中、横浜南、戸塚、平塚、藤沢、相模原、敦賀、岐阜南、熱海、富士、名古屋中村、名古屋中、昭和、中川、津島、津、大津、中京、大阪福島、天王寺、旭、東住吉、東淀川、東、堺、豊能、吹田、灘、芦屋、広島北、岩国、松山、今治、福岡、久留米、筑紫、熊本西、玉名、名護、沖縄各税務署
- (注3) 100税務署 札幌南、旭川中、室蘭、北見、弘前、盛岡、仙台北、塩釜、山形、福島、郡山、日立、土浦、前橋、高崎、川口、浦和、行田、秩父、所沢、春日部、越谷、新潟、長岡、上田、千葉南、千葉西、市川、茂原、成田、東金、江東東、大森、雪谷、世田谷、北沢、杉並、荒川、江戸川南、青梅、日野、東村山、神奈川、緑、川崎北、川崎西、小田原、厚木、富山、金沢、小松、高山、多治見、浜松東、島田、掛川、名古屋西、豊橋、一宮、尾張瀬戸、半田、小牧、四日市、近江八幡、上京、右京、福知山、城東、岸和田、枚方、茨木、富田林、長田、姫路、明石、西宮、三木、柏原、奈良、粉河、松江、岡山東、岡山西、広島南、福山、下関、徳島、高松、高知、若松、香椎、西福岡、武雄、長崎、大分、宮崎、鹿児島、鹿屋、那覇、北那覇各税務署
- (注4) 23税務署 札幌北、札幌西、旭川東、八戸、郡山、水戸、栃木、麻布、本所、世田谷、渋谷、戸塚、相模原、福井、多治見、中津川、昭和、伏見、堺、加古川、奈良、福山、博多各税務署
- (注5) 14府省庁 内閣府本府、金融庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

3 検査の状況

(1) 所得税関係特別措置の適用状況

26年分において適用される所得税関係の特別措置は169措置（措置法第2章所得税法の特例に規定されている条文数を基に集計。以下同じ。）あり、このうち、税負担の軽減、加重等を図る所得税関係特別措置が121措置、税負担を不当に減少させる行為の防止や手続の特例等に係るものが47措置、罰則を定めるものが1措置となっている。

上記の121措置について、会計検査院が会計実地検査等で提出を受けた納税者計14,949人の確定申告書等を基に適用件数及び適用金額を集計したところ、巻末別表1のと

おりとなっていた。

上記の121措置について、税負担を軽減等する手法別にみたところ、直接控除に係るものは75措置、課税の繰延べに係るものは50措置（一つの措置で直接控除と課税の繰延べの両方の手法を規定しているものが5措置（巻末別表1の19番、20番、22番、23番、25番参照）、税負担を加重するもので直接控除と課税の繰延べのどちらにも区分できないものが1措置（巻末別表1の52番参照）ある。）となっていた。

そして、121措置のうち、源泉徴収方式に係る所得税関係特別措置のように納税者が源泉徴収義務者に対して明細書等を提出することなどにより適用を受けたり、納税者が確定申告書や明細書等を提出することなく一定の要件に該当していれば適用を受けたりして、会計検査院が会計実地検査等で提出を受けた確定申告書等を基に適用状況を把握することが困難な所得税関係特別措置は60措置となっていた。

また、上記の121措置について、適用始期からの経過年数の状況をみたところ、図表8のとおり、適用始期から28年4月1日までの期間が10年を超えるものは90措置、このうち適用期限の定めのないものは53措置となっていた。

図表8 適用始期からの経過年数の状況 (単位：措置)

経過年数	特別措置の数	うち適用期限の定めのない特別措置の数
10年以下	31	8
10年超	90	53
10年超20年以下	22	11
20年超30年以下	14	10
30年超	54	32
計	121	61

(注) 巻末別表1の「適用始期」から平成28年4月1日までの期間を基に集計した。

(2) 関係省庁及び財務省における所得税軽減措置に係る検証状況及び適用実績の把握状況

所得税軽減措置に関する政策評価については、前記のとおり、基本方針において積極的かつ自主的に事前評価を実施するよう努め、また、事後評価の対象とするよう努めるものとされているが、その対象範囲に関する規定はない。そこで、本項においては、前記所得税関係特別措置121措置のうち、次の①から③までの計12措置を除く109措置を対象として、検証状況及び適用実績の把握状況を集計、分析することとする。

- ① 税負担を加重する特別措置 1措置（巻末別表1の52番参照）
- ② 法人税関係特別措置のうち政策評価が義務付けられていない特別措置と共通する
所得税関係特別措置 7措置（巻末別表1の8番、9番、10番、11番、108番、120番、
121番参照）
- ③ 税目間の負担調整を目的としている特別措置等 4措置（巻末別表1の2番、61番、
94番、97番参照）

関係省庁では、政策評価や税制改正要望の際の検証は、所得税軽減措置ごとに個別に実施しているわけではなく、関係省庁が所管している政策等の単位（以下「政策等の単位」という。）別に実施することになっている。この政策等の単位は、関係省庁が定めたものであり、一つの所得税軽減措置を複数の関係省庁が共同で所管したり、一つの所得税軽減措置を同一関係省庁内の複数の部局が政策ごとに所管したりしている場合がある。そして、租特ガイドラインによれば、政策評価を実施する際の政策等の単位は、原則として要望書を提出する際の単位に対応させることとされている。

前記の所得税軽減措置109措置について、関係省庁である14府省庁が政策等の単位別に区分した件数は計296件（巻末別表2参照）となっており、これらを対象として、関係省庁における政策評価の実施状況、関係省庁及び財務省における検証状況、適用実績の把握状況等についてみたところ、次のような状況となっていた。

ア 関係省庁における政策評価の実施状況

14府省庁が定めた政策等の単位別に政策評価の実施状況をみると、図表9のとおり、政策評価法施行令及び基本方針が改正され所得税軽減措置について政策評価の実施に努めるものとされた22年度から27年度までの間に政策評価を実施した実績のあるものは144件、政策評価を実施していないものは152件となっていた。

図表9 平成22年度から27年度までの間における政策評価の実施状況 (単位：件)

関係省庁	政策等の単位の件数	政策評価を実施した実績のあるもの	政策評価を実施していないもの
内閣府本府	17	13(-)	4
金融庁	13	1(1)	12
復興庁	1	1(-)	-
総務省	12	9(-)	3
法務省	2	-(-)	2
外務省	1	1(-)	-
財務省	1	1(1)	-
文部科学省	6	3(-)	3
厚生労働省	26	12(1)	14
農林水産省	62	37(16)	25
経済産業省	36	27(14)	9
国土交通省	98	21(9)	77
環境省	15	12(6)	3
防衛省	6	6(5)	-
計	296	144(53)	152

注(1) 所得税軽減措置109措置を対象として、政策等の単位別に関係省庁から提出された資料に基づいて作成した。

注(2) 政策等の単位は、関係省庁が定めたものであり、一つの所得税軽減措置を複数の関係省庁が共同で所管したり、一つの所得税軽減措置を同一関係省庁内の複数の部局が政策ごとに所管したりしている場合があり、この場合は重複して集計している。

注(3) ()内の件数は、事後評価を実施した実績のある件数で、内数である。

注(4) 「政策評価を実施していないもの」には、法人税軽減措置と共通する所得税軽減措置で、法人税軽減措置に関しては政策評価を実施した実績があるが、所得税軽減措置に関しては政策評価を実施していないものや、廃止の要望書を提出していることなどから政策評価を実施する必要のないものが含まれている。

イ 税制改正要望の際に行われる関係省庁及び財務省による検証状況

前記のとおり、関係省庁である14府省庁が政策等の単位別に区分した件数は計296件となっており、この296件の要望書を提出する際に実施する検証状況についてみると、図表10のとおり、22年度から27年度までの間に要望書を提出したものが173件あり、その全てについて、関係省庁は検証を行ったとしていた。また、要望書を提出していないものは123件となっていた。

図表10 平成22年度から27年度までの間における関係省庁による税制改正要望の際の検証の実施状況 (単位：件)

関係省庁	政策等の単位の件数	要望書を提出した実績がありその際に検証を行ったとしているもの	要望書を提出していないもの
内閣府本府	17	17	—
金融庁	13	10	3
復興庁	1	1	—
総務省	12	9	3
法務省	2	1	1
外務省	1	1	—
財務省	1	—	1
文部科学省	6	5	1
厚生労働省	26	18	8
農林水産省	62	31	31
経済産業省	36	24	12
国土交通省	98	46	52
環境省	15	9	6
防衛省	6	1	5
計	296	173	123

注(1) 所得税軽減措置109措置を対象として、政策等の単位別に関係省庁から提出された資料に基づいて作成した。

注(2) 「要望書を提出していないもの」は、適用期限の定めがない所得税軽減措置で、平成22年度から27年度までに内容の拡充等の要望を行わなかったものや、適用期限の定めのある所得税軽減措置で、当該期間中に適用期限が到来していなかったため要望を行わなかったものなどである。

また、財務省は、関係省庁に対して税制改正の方針についての説明を行い、その後、関係省庁から要望書の提出を受けて、これらに基づいて要望内容の審査やヒアリングを行うなどして税制改正要望事項を査定しており、所得税軽減措置について、適用対象を限定したり、本来の行政目的を促進するために適用要件を強化又は緩和したり、効果が十分には期待できないことから廃止したりするなどの税制改正の提案をしているものもあった。

ウ 両検証とも行っていない所得税軽減措置の状況

前記のとおり、見直し方針によれば、特別措置のうち産業政策等の特定の政策目的を実現するために税負担の軽減等を行う政策税制措置については、その全てを平成22年度税制改正から始まる4年間で抜本的に見直すこととされている。そして、指針によれば、存続期間が10年を超える措置等については、特にその合理性等を厳格に判断することとされている。

しかし、図表9及び図表10のとおり、政策評価を実施していないものは152件、要

望書を提出していないものは123件となっており、両検証（政策評価の実施及び税制改正要望の際の検証をいう。以下同じ。）とも行っていないものは、図表11のとおり、80件となっていた。

また、法人税軽減措置と共通する所得税軽減措置については、法人税軽減措置に関して政策評価が義務付けられていることからこれを除外して、法人税軽減措置と共通性のない所得税軽減措置に係る両検証の実施状況をみると、両検証とも行っていないものは政策等の単位で19件あり、これらはいずれも関係省庁が所管している所得税軽減措置の適用始期から28年4月1日までの期間が10年を超えるものとなっていた。上記の両検証とも行っていない19件について、政策等の単位を措置法第2章所得税法の特例に規定されている条文に対応させると14措置となっていた。

図表11 両検証とも行っていない所得税軽減措置の状況

(単位：件)

関係省庁	政策等の単位の件数	両検証とも行っていない政策等の単位の件数	うち法人税軽減措置と共通性のない所得税軽減措置に関して両検証とも行っていないもの		
			うち適用を開始してから10年を超える所得税軽減措置に関して両検証とも行っていないもの 注(2)	政策等の単位の件数	措置 (巻末別表1の番号参照) 注(3)
内閣府本府	17	—	—	—	—
金融庁	13	2	2	1、7	2
復興庁	1	—	—	—	—
総務省	12	2	2	113	2
法務省	2	1	1	—	1
外務省	1	—	—	—	—
財務省	1	—	—	—	—
文部科学省	6	1	1	—	1
厚生労働省	26	8	8	5、47、55、56、106、110、111、112	8
農林水産省	62	21	3	57	3
経済産業省	36	2	—	—	—
国土交通省	98	43	2	60、71	2
環境省	15	—	—	—	—
防衛省	6	—	—	—	—
計	296	80	19	14措置	19

注(1) 所得税軽減措置109措置を対象として、政策等の単位別に関係省庁から提出された資料に基づいて作成した。

注(2) 「適用を開始してから10年を超える所得税軽減措置」は、関係省庁が所管している政策目的を実現するための手段としている所得税軽減措置の適用始期から平成28年4月1日までの期間が10年を超えるものを対象に両検証の実施状況を集計した。

注(3) 「措置」は、いずれの関係省庁においても両検証とも行っていない政策等の単位について、政策等の単位を措置法第2章所得税法の特例に規定されている条文と対応させた結果、両検証とも行っていないことが確認されたもの(巻末別表1の番号参照)を記載している。

エ 両検証が行われた際の適用実績の把握状況

財務省が関係省庁に示している要望書の様式の注記において、要望する特別措置が内容の拡充又は期限の延長である場合には、当該特別措置の適用者数及び減収額、必要経費算入額等の実数等を暦年で3年間を目途に記載することとなっている。そして、実数の把握が困難な場合には、適切な方法で推計することとなっている。

また、政策評価を所掌している総務省が作成した「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」の記載要領において、特別措置の内容の拡充又は期限の延長を要望し

ようとする場合、事前評価書には、適用数や減収額について、過去の実績を記載することとなっており、過去の実績については可能な限り実数で明らかにすることとなっている。そして、事後評価書についても、「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」の記載要領において、同様の内容が定められている。

そこで、前記296件のうち、22年度から27年度までの間に両検証のいずれかが行われた実績のある216件について、両検証が行われた際の適用実績の把握状況をみると、図表12のとおり、政策評価書又は要望書等において適用件数や適用金額といった適用実績を把握等していたものは、法人税軽減措置と共通する所得税軽減措置について83件、法人税軽減措置と共通性のない所得税軽減措置について27件となっていた。一方で、適用実績を把握等していなかったものは、法人税軽減措置と共通する所得税軽減措置について63件、法人税軽減措置と共通性のない所得税軽減措置について24件となっていた。そして、把握等していなかった理由についてみたところ、関係省庁は、所得税関係特別措置の適用状況等について一般に公表された資料がないことなどによらしていた。また、関係省庁において、法人税軽減措置と共通する所得税軽減措置の中には、適用実績の大部分を法人が占めていることから、把握等に要する事務負担等の増加も考慮すると、所得税軽減措置については適用実績を把握等する必要はないとしているものもあった。

図表12 両検証が行われた際の適用実績の把握状況

(単位：件)

関係省庁	両検証のいずれかが行われた実績のある政策等の単位の件数 注(2)	うち法人税軽減措置と共通する所得税軽減措置に関して両検証のいずれかが行われた実績のあるもの 注(3)			うち法人税軽減措置と共通性のない所得税軽減措置に関して両検証のいずれかが行われた実績のあるもの		
		うち適用実績を把握等していたもの 注(3)、(4)	うち適用実績を把握等していなかったもの	うち適用実績を把握等していたもの 注(4)	うち適用実績を把握等していなかったもの		
内閣府本府	17	9	4	3	8	2	3
金融庁	11	—	—	—	11	5	4
復興庁	1	1	1	—	—	—	—
総務省	10	9	3	6	1	—	1
法務省	1	—	—	—	1	—	—
外務省	1	—	—	—	1	—	1
財務省	1	1	1	—	—	—	—
文部科学省	5	2	1	1	3	1	1
厚生労働省	18	14	9	5	4	1	—
農林水産省	41	38	25	13	3	2	1
経済産業省	34	21	7	14	13	10	3
国土交通省	55	42	24	14	13	4	8
環境省	15	11	2	7	4	2	2
防衛省	6	6	6	—	—	—	—
計	216	154	83	63	62	27	24

注(1) 所得税軽減措置109措置を対象として、政策等の単位別に関係省庁から提出された資料に基づいて作成した。

注(2) 「両検証のいずれかが行われた実績のある政策等の単位の件数」216件には、直近の税制改正要望の内容が新設要望のものなどの19件が含まれている。これらは新設要望の際に検証を行っていたものなどとして「両検証のいずれかが行われた実績のある政策等の単位の件数」に含めて集計したが、当該新設要望の際には適用実績が存在しないことから、「うち適用実績を把握等していたもの」及び「うち適用実績を把握等していなかったもの」のいずれにも該当しない。

注(3) 「うち法人税軽減措置と共通する所得税軽減措置に関して両検証のいずれかが行われた実績のあるもの」には、政策評価の実施が義務付けられている法人税軽減措置と合わせて、所得税軽減措置に関して両検証のいずれかが行われた実績のあるものの件数を集計し、また、「うち適用実績を把握等していたもの」には、法人税軽減措置の適用実績と所得税軽減措置の適用実績を区別せずに一体で把握していたものも含めて集計した。

注(4) 「うち適用実績を把握等していたもの」には、適用件数又は適用金額のいずれかを把握等していた件数を集計した。

一方、法人税軽減措置と共通性のない所得税軽減措置について適用実績を把握等していた27件に係る把握等の方法をみると、図表13のとおり、適用件数を把握等していたものは27件で、このうち全数調査を実施するなどして把握していたものが11件、全数を把握することが困難であるため、サンプル調査等を実施したり公表資料等を基に試算したりして推計等を行っていたものが11件などとなっていた。また、

適用金額を把握等していたものは16件で、このうち全数調査を実施するなどして把握していたものが7件、推計等を行っていたものが8件などとなっていた。

図表13 法人税軽減措置と共通性のない所得税軽減措置に関する適用実績の把握等の方法 (単位：件)

関係省庁	適用件数を把握等していたもの			適用金額を把握等していたもの		
	うち全数調査していたもの	うち推計等していたもの		うち全数調査していたもの	うち推計等していたもの	
内閣府本府	2	2	—	2	2	—
金融庁	5	4	—	4	1	2
復興庁	—	—	—	—	—	—
総務省	—	—	—	—	—	—
法務省	—	—	—	—	—	—
外務省	—	—	—	—	—	—
財務省	—	—	—	—	—	—
文部科学省	1	—	1	—	—	—
厚生労働省	1	—	1	1	—	1
農林水産省	2	1	1	1	1	—
経済産業省	10	4	4	7	3	4
国土交通省	4	—	4	1	—	1
環境省	2	—	—	—	—	—
防衛省	—	—	—	—	—	—
計	27	11	11	16	7	8

注(1) 所得税軽減措置109措置を対象として政策等の単位別に関係省庁から提出された資料に基づいて作成した。

注(2) 「うち全数調査していたもの」は、関係省庁において自ら全数調査（地方公共団体から提出を受けた資料等を基にした調査も含む。）を実施するなどして適用件数又は適用金額を把握していた件数を集計した。「うち推計等していたもの」は、自らサンプル調査等をして推計したり、公表資料等を基に試算したりして適用件数又は適用金額の推計等を行っていた件数を集計した。このほか、他の関係省庁において把握等していた適用件数又は適用金額に係る資料の提出を受けるなどして把握等していたものがある。

図表12のとおり、所得税軽減措置の適用実績を把握等していなかったものが相当数ある一方で、関係省庁において、地方支分部局等有する情報を把握し、活用するなどして、適用実績の把握に努めている事例も見受けられた。

上記について、参考事例を示すと次のとおりである。

<参考事例> 関係省庁において適用実績の把握に努めている所得税軽減措置

措置の名称 (政策等の 単位の名 称)	エンジェル税制 ① 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等 ② 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等 ③ 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例
根拠条文	① 措置法第37条の13 (巻末別表1の90番参照) ② 措置法第37条の13の2 (巻末別表1の91番参照) ③ 措置法第41条の19 (巻末別表1の116番参照)
関係省庁	内閣府本府、経済産業省
措置の概要	(注1) ① 特定中小会社が発行した株式を払込みにより取得した居住者等については、一定の要件に該当する場合に、その年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上その年中に払込みにより取得した株式の取得に要した金額の合計額を控除することができる制度 ② 特定中小会社が発行した株式を払込みにより取得した居住者等については、一定の要件に該当する場合に、その年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、当該株式の売却等による損失額をその年の翌年以降3年以内の各年分の他の譲渡所得から控除することができる制度 (注2) ③ 特定新規中小会社が発行した株式を払込みにより取得した居住者等については、一定の要件に該当する場合に、その年中にその払込みにより取得をした株式の取得に要した金額について、寄附金控除を適用することができる制度 (注1) 創業(設立)10年未満の中小企業者で、その設立経過年数に応じて設定されている所定の要件等を満たしているもの (注2) 創業(設立)3年未満の中小企業者で、その設立経過年数に応じて設定されている所定の要件等を満たしているもの
措置により 達成しよう とする目標	ベンチャー企業への資金供給の重要な担い手である個人投資家に対する税制上の優遇措置を設けることで、当該投資家からベンチャー企業へのリスクマネーの供給を促進するとともに個人投資家の裾野を拡大する。
適用実績	上記の3措置を合算した実績 平成21年度 投資件数：74件 投資金額：8億4500万円 減収額：4200万円 22年度 投資件数：51件 投資金額：7億9900万円 減収額：3600万円 23年度 投資件数：51件 投資金額：9億9800万円 減収額：2億5400万円 24年度 投資件数：44件 投資金額：7億9500万円 減収額：2億2700万円 25年度 投資件数：49件 投資金額：14億8200万円 減収額：4億2700万円

上記3措置の適用実績について、「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」(平成23年度)及び「平成27年度税制改正(租税特別措置)要望事項(新設・拡充・延長)」によれば、経済産業省は、平成23年度の事後評価及び26年度の税制改正要望の際の検証において、地方経済産業局が特定中小会社からの当該投資に係る申請実績等を把握していたことから、その情報を活用することにより、当該措置の適用対象となる企業への投資実績を把握し、投資金額全額について当該措置が適用されることを前提として減収額を推計していた。

(3) 減収見込額が多額に上っている所得税軽減措置の適用状況及び検証状況

所得税軽減措置については、減収見込額が多額に上っている一方で、(2)のとおり、関係省庁において、両検証を行っていなかったり、両検証を行うに当たり、適用実績を十分に把握等していなかったりして、検証が十分に行われていないと思料される事態が見受けられる状況となっている。

そこで、27年度において減収見込額が多額に上っている所得税軽減措置に関して、会計実地検査等で提出を受けた確定申告書等から把握した適用状況等を踏まえて、当該所得税軽減措置が指針等に照らして検証が適切に行われているかなどについて見たところ、次のような状況となっていた。

ア 確定申告を要しない配当所得及び上場株式等に係る配当所得の課税の特例

(措置法第8条の5関係 (巻末別表1の13番参照)、平成27年度減収見込額8910億円)

(措置法第8条の4関係 (巻末別表1の12番参照)、平成27年度減収見込額一)

(ア) 趣旨及び概要

金融所得課税一体化の方向性が示された「金融所得課税の一体化についての基本的な考え方」(平成16年6月税制調査会金融小委員会)において、一般の個人投資家が、金融商品の中から、税負担の違いに左右されず、それぞれのニーズに応じて投資先を選択できるよう、金融商品間の課税の中立性が要請されている。そして、配当所得については、事業参加性のある所得であることを踏まえて、事業所得等と同様に、総合課税の対象とすることを基本としている。

一方、その例外となる所得税軽減措置として、「確定申告を要しない配当所得」(措置法第8条の5)が設けられている。これは、内国法人から支払を受ける配当等のうち上場会社から支払を受ける配当等を有する居住者等の納税者について、各年分の所得税の計算上、この配当等を除外して総所得金額を計算して確定申告することができるとする措置であって、大口株主等以外の者が支払を受ける上場株式の配当等が、一般投資家にとってみれば事業参加性のある所得というよりも、他の金融所得と同様の金融商品から生ずる所得であるという点に着目して設けられているものである。

配当等に係る所得がある場合、所得税法等の規定に基づき所定の源泉徴収税率を乗じた所得税等が源泉徴収されることとなっている。その後、納税者は、

①上記の所得税軽減措置の適用を受けることを選択して、源泉徴収のみで申告不

要とする（措置法第8条の5）、

②総合課税で確定申告をして配当控除等を受ける（所得税法第21条等）、

③分離課税で確定申告をして上場株式の譲渡損失と損益通算等する（「上場株式等に係る配当所得の課税の特例」等。措置法第8条の4等）

のいずれかの課税方法を選択することができることとなっている。ただし、大口株主等については、事業参加的側面が強いことから、その配当等を金融所得として課税することは必ずしも適当でなく、事業所得とのバランスを踏まえて、総合課税を維持すべきであるとして、上記①及び③の課税方法（以下、両者を合わせて「申告不要配当特例等」という。）は適用できないこととなっている（図表14参照）。また、申告不要配当特例等の適用除外とする大口株主等の要件は、上場会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の100分の3以上の株式等を有する者と定められている。これは、会社法（平成17年法律第86号）における少数株主権の制度との整合性及び所得再分配機能の回復の観点から定められたものであるとされている。

なお、財務省の試算によれば、「確定申告を要しない配当所得」に係る減収見込額は、23年度には2553億円とされていたが、27年度には8910億円と23年度の約3.4倍に増加している。

図表14 配当等に係る所得がある場合の主な課税方法

配当等の区分		課税方法 注(1)		源泉徴収税率
上場株式等の配当等 (大口株主等が支払を受けるものを除く。)		いずれか選択	①申告不要 (措置法第8条の5第1項第1号から第4号まで)	源泉徴収のみで課税処理完了
			②総合課税 (所得税法第21条等)	累進税率で課税 配当控除等の規定を適用可(所得税法第92条等)
			③申告分離課税 (措置法第8条の4)	上場株式の譲渡損失と損益通算可能(措置法第37条の12の2第1項)
大口株主等が支払を受ける上場株式等の配当等 非上場株式等の配当等	少額配当 注(3)	いずれか選択	①申告不要 (措置法第8条の5第1項第1号から第4号まで)	源泉徴収のみで課税処理完了
	少額配当以外の配当		②総合課税 (所得税法第21条等)	累進税率で課税 配当控除等の規定を適用可(所得税法第92条等)
			総合課税 (所得税法第21条等)	

注(1) 平成15年4月1日以後に支払を受ける配当等に係る課税方法である。
 注(2) 平成25年1月1日から12月31日までの間に支払を受ける配当等に係る所得については10.147%（所得税及び復興特別所得税7.147%、住民税3%）の税率で源泉徴収される。
 注(3) 1銘柄について1回に支払を受けるべき配当金額が、次式により計算した金額以下であるもの
 $10万円 \times 配当計算期間の月数（最高12か月） \div 12$

(イ) 会計実地検査等で提出を受けた確定申告書等から把握した適用状況等

会社法第297条、第358条、第433条、第854条等の規定によれば、総株主の議決権の100分の3以上の議決権又は自己株式を除く発行済株式の100分の3以上の株式を6か月前から引き続き有する株主等は、株主総会の招集請求権、業務の執行に関する検査役の選任申立権、役員解任の訴えの請求権等（以下「3%少数株主権」という。）を有することとされている。そして、原則として株式1株につき1個の議決権を有するが、自己株式等には議決権がないとされていることから、議決権の割合は発行済株式総数からそれらを控除して計算することとなっている。したがって、3%少数株主権を行使できる者の要件と申告不要配当特例等を適用できない大口株主等の要件とは、異なるものとなっている。

そこで、会計検査院が28年5月末時点において確認した事業年度における売上高が2000億円以上の上場会社574社の有価証券報告書から、持株数、配当金額等を確認することができた個人株主延べ525人を抽出したところ、このうち延べ340人

（受取配当金額計340億余円）は、当該会社の発行済株式総数の100分の3以上の株式を有していないことから大口株主等に該当せず、申告不要配当特例等を適用して源泉徴収方式等により納税することができる者であった。そして、現行制度において、上場株式の発行会社が基準日における議決権の数を確認するには、「社債、株式等の振替に関する法律」（平成13年法律第75号）第154条の規定による^(注6)個別株主通知を基に行わなければならないなど所定の手続が必要となるものの、このうち延べ54人（同計89億余円）は、発行済株式総数から自己株式等の数を控除するなどして議決権を有する割合を算出すると100分の3以上となり、半期前の四半期報告書によれば、6か月前においても同様な状況であったことから、この間に当該株式の保有状況が変化し、議決権を有する割合が100分の3未満となる期間があった場合を除き、3%少数株主権を行使できる者となる。したがって、これら延べ54人は、上記のような株式保有状況の変化がない限り、3%少数株主権を行使できる者である一方で、申告不要配当特例等における大口株主等には該当しないことから、申告不要配当特例等を適用して納税することができる者となる。

上記延べ54人のうち、会計検査院に証拠書類として提出された確定申告書等及び国税庁から提出を受けた確定申告書等により申告納税額を確認できた納税者延べ48人について、25、26両年分の申告不要配当特例等の適用状況等をみたところ、

適用を受けた受取配当の額は計81億余円で申告納税額は計1億3056万余円であった。そして、この延べ48人の受取配当金額について、申告不要配当特例等を適用せずに、所得税法の規定に基づき総合課税により確定申告をして配当控除等を受けると仮定した場合の各人の申告納税額を試算すると、図表15のとおり、申告納税額は計21億5753万余円となり、差引き20億2696万余円（納税者個人別にみると、25年分及び26年分の合計で、最大6億4606万余円、最小71万余円）の開差が生ずることになる。

- (注6) 個別株主通知 証券保管振替機構が、「社債、株式等の振替に関する法律」（平成13年法律第75号）に基づき、少数株主権を行使しようとする株主に係る記録事項を株式の発行会社に対し行う通知
- (注7) 仮に総合課税で申告した場合の税額を試算して、当初の申告納税額から差し引いたものであり、税制の改正等があったとしても実際の納税者の行動（持ち株を譲渡して3%少数株主権を有しない保有割合とするなど）は予測できないため、この開差額がそのまま増収額となるものではない。

図表15 総合課税により確定申告をしたと仮定した場合の申告納税額の試算額等（平成25、26両年分）

（単位：人、百万円）

区分	平成25年分		26年分		計		申告納税額 注(1) (A)	会計検査院 試算額 (B)	開差額 (B)-(A)
	人数	受取配当 金額	人数	受取配当 金額	延べ 人数	受取配当 金額			
有価証券報告書から持株数等を確認することができた個人株主のうち、持株割合が100分の3未満の者	169	14,673	171	19,386	340	34,059			
うち発行済株式総数から自己株式総数を控除するなどして議決権の割合を算出すると100分の3以上となる者（3%少数株主権を行使できる者）	29	3,844	25	5,093	54 注(2)	8,938			
うち確定申告書等により申告納税額を確認できた納税者	25	3,392	23	4,779	48	8,172	130	2,157	2,026

注(1) 受取配当金額について、措置法第8条の5の規定を適用して確定申告をしていない者、及び措置法第8条の4の規定を適用して確定申告を行い、更に配当所得と上場株式等の損失を損益通算等している者の合計である。

注(2) 売上高2000億円以上の上場会社の有価証券報告書から確認することができた個人株主を抽出するなどして申告不要配当特例等の適用状況等を集計したものであり、全体の適用の実態を示したのではない。

注(3) 単位未満を切り捨てているため、各項目を集計しても計欄等は一致しない場合がある。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例> 3%少数株主権を行使できる者である一方で、申告不要配当特例等における大口株主等でないことから申告不要配当特例等を適用していた者に該当するもの

上場会社Aの有価証券報告書によると、個人株主Bは、平成25年及び26年に計約5.4億円の配当を受け取っていた。Bは、当該配当支払の基準日において、A会社の発行済株式総数に対して、25、26両年ともに2.9%の株式を有していたことから、措置法第8条の5の規定に基づき申告不要配当特例等を適用して源泉徴収方式により納税することができる者であった。

Bの25、26両年分の確定申告書等を確認したところ、給与所得等に係る所得税及び復興特別所得税の額を計3億1566万余円とし、そこから既に源泉徴収により納付済みの給与所得等に係る源泉所得税額計3億0843万余円を控除した計722万余円を申告納税額としていた。そして、上記の配当金額が所得に計上されていなかったことから、当該配当に係る所得については、措置法第8条の5の規定を適用したため確定申告をしていないと思料された。なお、Bに係る源泉徴収の状況を示した資料によれば、上記の配当金額に係る源泉徴収税額は、計7431万余円となっていた。

一方、A会社が有する自己株式数等を控除してBが有する議決権の割合を算出すると、25、26両年ともに3.3%となり、また、当該株式の6か月前の保有状況も同様となっていたことから、この間に当該株式の保有状況が変化し、議決権を有する割合が3%未満となる期間がない限り、Bは3%少数株主権を行使できる者となる。

そこで、所得税法の規定に基づき上記の配当金額を総合課税により確定申告をしたと仮定した場合、Bの25、26両年分の所得税及び復興特別所得税の額を試算すると計5億1181万余円となり、これから既に源泉徴収により納付済みの給与所得等に係る源泉徴収税額計3億0843万余円及び上記の配当金額に係る源泉徴収税額計7431万余円を控除すると、Bの申告納税額は計1億2905万余円となり、差引き1億2183万余円の開差が生ずることになる。

なお、有価証券報告書によりA会社の発行済株式総数に占めるBが有する株式の割合を確認したところ、申告不要配当特例等の適用範囲が3%未満とされた23年10月より前の23年9月末時点では3%を超えていた。

(ウ) 関係省庁における検証状況等

申告不要配当特例等について、関係省庁は、22年度から27年度までの間の税制改正要望の際に検証を行ったとしていた。また、実施が義務付けられていないことなどから、申告不要配当特例等に係る政策評価を実施していなかった。

しかし、今後、関係省庁は、申告不要配当特例等について、(イ)のような状況も踏まえ、必要に応じて検証を行うことを検討していくとしている。

財務省は、関係省庁から申告不要配当特例等に係る23年度税制改正要望を受けて検証を行い、所得再分配機能の回復の観点等から、会社法の制度に合わせて大口株主等の基準を発行済株式総数等の100分の5以上から100分の1以上又は100分の3以上に見直すよう提案していた。これについて、財務省は、発行済株式総数等の100分の5以上を有する株主が支払を受ける配当所得については、事業参加性があ

ることを踏まえて総合課税により課税されているが、会社法上、少数株主権を行使できる者の要件として100分の5に相当するものがないことや、発行済株式等の保有割合が100分の1以上であっても事業参加性が認められ、多額の配当が支払われている実態を踏まえるなどして提案したものであるとしている。そして、税制調査会等の審議を経て、平成23年度税制改正において、大口株主等の要件は、上場会社の発行済株式総数等の100分の3以上の株式等を有する者に引き下げられた。

イ 公的年金等控除の最低控除額等の特例

(措置法第41条の15の3関係 (巻末別表1の110番参照)、
平成27年度減収見込額1830億円)

(ア) 趣旨及び概要

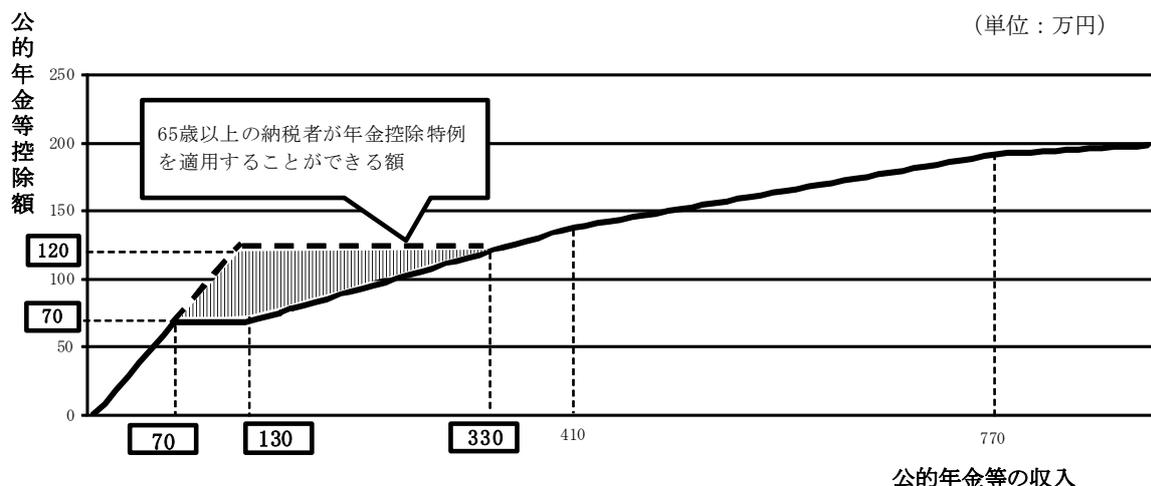
「公的年金等控除の最低控除額等の特例」(措置法第41条の15の3。以下「年金控除特例」という。)は、標準的な年金以下の年金のみで暮らす高齢者世帯に十分な配慮を行うことを目的として設けられた所得税軽減措置である。

(注8)

公的年金等の収入は、所得税法上の雑所得とされていて、雑所得の計算に当たっては、公的年金等の収入額から一定の額の控除(公的年金等控除)を受けることができることとなっている(所得税法第35条第4項)。公的年金等控除の額は、公的年金等の収入額に応じて定められており、70万円未満では全額が、70万円以上130万円未満では70万円が控除されることとなっている。ただし、年齢が65歳以上の納税者には、年金控除特例が適用され、120万円未満では全額が、120万円以上330万円未満では120万円が控除されることとなっている(図表16参照)。

(注8) 公的年金等 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国民年金法(昭和34年法律第141号)等の規定に基づいて支給を受ける公的年金及び恩給、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)の規定に基づいて支給を受ける年金等

図表16 公的年金控除額及び年金控除特例の概要



区分	公的年金等の収入	公的年金等控除額
65歳未満 の納税者	130万円未満	公的年金等の収入金額×100%（ただし、上限700,000円）
	130万円以上410万円未満	公的年金等の収入金額×25%＋ 375,000円
	410万円以上770万円未満	公的年金等の収入金額×15%＋ 785,000円
	770万円以上	公的年金等の収入金額× 5%＋1,555,000円
65歳以上 の納税者	330万円未満	公的年金等の収入金額×100%（ただし、上限1,200,000円）
	330万円以上410万円未満	公的年金等の収入金額×25%＋ 375,000円
	410万円以上770万円未満	公的年金等の収入金額×15%＋ 785,000円
	770万円以上	公的年金等の収入金額× 5%＋1,555,000円

(注) 「公的年金等控除額」の算式は、所得税法及び措置法の規定を基に作成した。

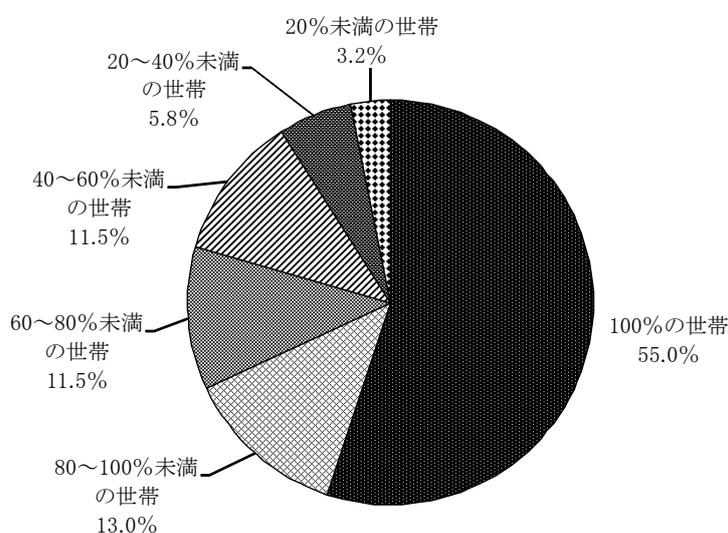
(イ) 会計実地検査等で提出を受けた確定申告書等から把握した適用状況等

「社会保障・税一体改革大綱について」（平成24年2月閣議決定）によれば、高齢者・年金に関する税制について、高齢者の中でも、企業年金を含めて比較的高い年金収入を得ている者や、給与を得ながら年金を得ている者もいるなど、その様子は様々であり、高齢者であっても経済力のある者にはそれに見合った負担を求め、世代内の公平性を確保する必要があるなどとされている。そして、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月閣議決定）によれば、年金については、高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し等について、引き続き検討を行うこととされ、改革の基本方針として、年齢ではなく所得や資産等の経済

力を重視しつつ、世代間・世代内の公平を確保するなどされている。

また、厚生労働省が行った平成27年国民生活基礎調査によれば、65歳以上の者のいる世帯は2372万4千世帯とされており、図表17のとおり、公的年金及び恩給を受給している世帯の中で、公的年金及び恩給の総所得に占める割合が100%の世帯は55.0%となっているが、20%以上40%未満の世帯は5.8%、20%未満の世帯は3.2%となっていて、公的年金及び恩給以外の所得の割合が高くなっている世帯も見受けられた。

図表17 公的年金及び恩給を受給している高齢者世帯における公的年金及び恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



(注) 厚生労働省「平成27年 国民生活基礎調査の概況」を基に作成した。

そこで、24年分から26年分までに年金控除特例を適用している65歳以上の納税者のうち公的年金等以外にも所得金額があるなどのため確定申告を行った延べ9,512人について、その適用状況を課税総所得金額の階層区別にみたところ、図表18のとおり、納税者1人当たりの公的年金等の収入額の平均値は170万余円であり、これに対する公的年金等控除額の平均値は108万余円、このうち年金控除特例の適用による控除額の平均値は23万余円となっていた。年金控除特例の適用による控除額の平均値はいずれの階層区分においても大きな差異はないものの、この平均値を基に年金控除特例を適用した控除額の部分に対応する所得税額を試算すると、課税総所得金額が1800万円を超える階層区分では税率が40%となることから1人当たり93,000円となるのに対して、195万円以下の階層区分では税率が5%となることから1人当たり12,200円となっていた。

また、当該納税者について総所得金額に占める雑所得の金額の割合（以下「公的年金等の割合」という。）をみると、課税総所得金額が195万円以下の階層区分の納税者は、雑所得の金額の平均値が78万余円、公的年金等の割合は54.2%となっていた。一方、課税総所得金額が1800万円を超える階層区分の納税者は、雑所得の金額の平均値が154万余円、公的年金等の割合は2.0%となっていた。このように高額な階層区分の納税者になるほど給与所得、不動産所得等の金額が多額に上っていることから公的年金等の割合が低くなる傾向となっているが、他の階層区分の納税者と同様に年金控除特例を適用している状況となっていた。

(注9) 総所得 事業所得等のほか、源泉徴収方式で課税された配当所得等の合計額

図表18 年金控除特例を適用している65歳以上の納税者について、課税総所得金額の階層区分別にみた年金控除特例の適用状況（平成24年分～26年分）

(単位：千円)

課税総所得金額の階層区分	公的年金等の収入額	公的年金等控除額	うち年金控除特例の適用による控除額	左に係る税額(試算)	総所得金額 注(3) (A)	給与所得、不動産所得等の金額	雑所得の金額(公的年金等に係る所得の金額を含む。) (B)	公的年金等の割合 (B)/(A)	(参考) 調査対象納税者数(延べ人)
1800万円超	1,677	1,070	232	93	74,734	73,186	1,543	2.0%	6,962
900万円超1800万円以下	1,714	1,097	258	85	14,765	13,793	971	6.5%	341
695万円超 900万円以下	1,730	1,110	271	62	9,676	8,895	781	8.0%	126
330万円超 695万円以下	1,772	1,115	268	53	6,450	5,580	869	13.4%	407
195万円超 330万円以下	1,843	1,119	256	25	4,005	3,102	903	22.5%	344
195万円以下	1,818	1,106	244	12	1,439	551	781	54.2%	1,332
計	1,709	1,080	238						9,512

注(1) 平成24年分から26年分までにおいて、年金控除特例の制度改正は行われていない。

注(2) 各金額は、平成24年分から26年分までの各項目の合計金額を対象納税者数で除した納税者1人当たりの平均値である。

注(3) 総合課税の譲渡所得等の赤字を損益通算している納税者がいるため、「給与所得、不動産所得等の金額」と「雑所得の金額」の合計は、「総所得金額」と一致しない。

(ウ) 関係省庁における検証状況等

年金控除特例について、関係省庁は、制度が創設された16年度税制改正要望の際に、新設に係る要望書を提出して検証を行ったとしているが、適用期限の定めのないものであることなどから、その後は要望書を提出していなかった。また、実施が義務付けられておらず、対象の把握が困難であることなどもあり、年金控除特例に係る政策評価を実施していなかった。なお、関係省庁は、年金控除特例

を含む公的年金等控除については、個人所得課税全体の中で検討されるものであり、高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方について、「経済財政運営と改革の基本方針2015」に基づいて作成された「経済・財政再生計画改革工程表」（平成27年12月経済財政諮問会議）により、今後、検討を進めていくこととしている。

財務省は、制度の創設以後、関係省庁から税制改正要望に係る要望書が提出されていないため、税制改正要望の際の検証を行っていなかった。

このように、申告不要配当特例等及び年金控除特例について、減収見込額が多額に上っている一方で、会計検査院が会計実地検査等で提出を受けた確定申告書等から把握した適用状況等を踏まえると、関係省庁において、国民の納得できる必要最小限のものとなっているかなどの指針等に照らして検証が必ずしも十分になされていないと思料される状況となっていた。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

少子・高齢化やグローバル化が急速に進み社会保障給付等の増加や経済変動により国の財政がますます厳しくなる中で、今後の税の在り方が、その使途とともに国民にとっても一層身近で重大な問題となってきた。

このようなことを踏まえ、会計検査院は、所得税関係特別措置の適用状況、関係省庁及び財務省における所得税軽減措置に係る検証状況及び適用実績の把握状況、減収見込額が多額に上っている所得税軽減措置の適用状況及び検証状況について検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 所得税関係特別措置の適用状況

26年分において適用される所得税関係特別措置は121措置となっていた。そして、121措置のうち、源泉徴収方式に係る所得税関係特別措置のように、納税者が源泉徴収義務者に対して明細書等を提出することなどにより適用を受けたり、納税者が確定申告書や明細書等を提出することなく一定の要件に該当していれば適用を受けたりして、会計検査院が会計実地検査等で提出を受けた確定申告書等を基に適用状況を把握することが困難な所得税関係特別措置は60措置となっていた。また、適用始期から28年4月1日までの期間が10年を超えるものは90措置、このうち適用期限の定めのないものは53措置となっていた。

イ 関係省庁及び財務省における所得税軽減措置に係る検証状況及び適用実績の把握状況

所得税軽減措置109措置について、関係省庁では、政策評価や税制改正要望の際の検証は、所得税軽減措置ごとに個別に実施しているわけではなく、関係省庁が所管している政策等の単位別に実施することになっており、その件数は296件となっていた。この296件を対象として、関係省庁における政策評価の実施状況等について見たところ、関係省庁において、政策評価の実施に努めるものとされた22年度から27年度までの間に、両検証とも行っていないものは80件、このうち法人税軽減措置と共通性のない所得税軽減措置に関するものが19件あり、これらはいずれも所得税軽減措置の適用始期から28年4月1日までの期間が10年を超えるものとなっていた。上記の両検証とも行っていない19件について、政策等の単位を措置法第2章所得税法の特例に規定されている条文に対応させると14措置となっていた。

特別措置に係る両検証においては、過去の実績を可能な限り実数で記載することとなっているが、両検証のいずれかが行われた実績のある216件のうち適用実績を把握等していなかったものは、法人税軽減措置と共通する所得税軽減措置に関するもの154件のうち63件、法人税軽減措置と共通性のない所得税軽減措置に関するもの62件のうち24件となっていた。一方、法人税軽減措置と共通性のない所得税軽減措置について適用実績を把握等していたものは27件あり、これらは、全数調査を実施したり、サンプル調査や公表資料等を基に試算して推計等を行ったりしていた。

財務省は、要望内容の審査やヒアリングを行うなどして税制改正要望事項を査定していた。そして、所得税軽減措置について税制改正の提案をしているものもあった。

ウ 減収見込額が多額に上っている所得税軽減措置の適用状況及び検証状況

27年度において減収見込額が多額に上っている所得税軽減措置について、会計実地検査等で提出を受けた確定申告書等から把握した適用状況を踏まえて、当該所得税軽減措置が指針等に照らして検証が適切に行われているかなどについて見たところ、次のような状況となっていた。

(ア) 申告不要配当特例等については、事業参加的側面が強いことから大口株主等は適用できないこととされており、大口株主等の要件は、会社法における少数株主権の制度との整合性等の観点から、上場会社の発行済株式又は出資の総数又は総

額の100分の3以上の株式等を有する者と定められている。有価証券報告書から個人株主延べ525人を抽出したところ、このうち延べ340人は、当該会社の発行済株式総数の100分の3以上の株式を有していないことから申告不要配当特例等を適用して源泉徴収方式等により納税することができる者であった。しかし、このうち延べ54人は、発行済株式総数から自己株式等の数を控除するなどして議決権を有する割合を算出すると100分の3以上となり、半期前の四半期報告書によれば、6か月前においても同様な状況であったことから、この間に当該株式の保有状況が変化して、議決権を有する割合が100分の3未満となる期間があった場合を除き、3%少数株主権を行使できる者となる。したがって、上記の延べ54人は、上記のような株式保有状況の変化がない限り、3%少数株主権を行使できる者である一方で、申告不要配当特例等が定める大口株主等には該当しないことから、申告不要配当特例等を適用して納税することができる者となる。このうち、会計検査院に証拠書類として提出された確定申告書等により申告納税額を確認できた納税者延べ48人について、申告不要配当特例等の適用状況等をみたところ、適用を受けた受取配当の額は計81億余円であり、申告納税額は計1億3056万余円であった。これについて申告不要配当特例等を適用せずに、所得税法の規定に基づき総合課税により確定申告をして配当控除等を受けると仮定した場合の各人の申告納税額を試算すると、申告納税額は計21億5753万余円となり、差引き20億2696万余円の開差が生ずることになる。

申告不要配当特例等について、関係省庁は、22年度から27年度までの間の税制改正要望の際に検証を行ったとしていた。また、実施が義務付けられていないことなどを理由に、政策評価を実施していなかった。しかし、今後、関係省庁は、申告不要配当特例等について、上記のような状況も踏まえ、必要に応じて検証を行うことを検討していくとしている。

財務省は、申告不要配当特例等に係る23年度税制改正要望の際に、会社法の制度に合わせて大口株主等の基準を100分の1以上又は100分の3以上とするよう提案しており、平成23年度税制改正において、大口株主等の要件は、上場会社の発行済株式総数等の100分の3以上の株式等を有する者に引き下げられた。

(イ) 年金控除特例を適用している65歳以上の納税者に係る適用状況等についてみたところ、年金控除特例の適用による控除額の平均値は23万余円となっていた。年

金控除特例の適用による控除額の平均値はいずれの階層区分においても大きな差異はないものの、課税総所得金額の階層別の当該控除額の平均値を基に年金控除特例を適用した控除額の部分に対応する所得税額を試算すると、課税総所得金額が1800万円を超える階層区分では税率が40%となることから1人当たり93,000円となるのに対して、195万円以下の階層区分では税率が5%となることから1人当たり12,200円となっていた。また、課税総所得金額が低額な階層区分の納税者は、公的年金等の割合が高くなっていた。一方、課税総所得金額が高額な階層区分の納税者は、給与所得、不動産所得等の金額が多額に上っていることから、高額な階層区分になるほど公的年金等の割合が低くなる傾向となっているが、他の階層区分の納税者と同様に年金控除特例を適用している状況となっていた。

このような状況の中、関係省庁は、制度が創設された16年度税制改正要望の際に、新設に係る要望書を提出して検証を行ったとしているが、適用期限の定めのないものであることなどから、その後は要望書を提出していなかった。また、実施が義務付けられておらず、対象の把握が困難であることなどもあり、年金控除特例に係る政策評価を実施していなかった。なお、関係省庁は、年金控除特例を含む公的年金等控除については、個人所得課税全体の中で検討されるものであり、高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方について、「経済財政運営と改革の基本方針2015」に基づいて作成された「経済・財政再生計画改革工程表」により、今後、検討を進めていくこととしている。

財務省は、制度の創設以後、関係省庁から税制改正要望に係る要望書が提出されていないため、税制改正要望の際の検証を行っていない。

以上のように、申告不要配当特例等及び年金控除特例について、減収見込額が多額に上っている一方で、会計検査院が会計実地検査等で提出を受けた確定申告書等から把握した適用状況等を踏まえると、関係省庁において、国民の納得できる必要最小限のものとなっているかなどの指針等に照らして検証が必ずしも十分になされていないと思料される状況となっていた。

(2) 所見

特別措置は、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものであり、その効果を不断に検証して真に必要なものに限定すべきである

とされている。

所得税関係特別措置について、政策評価や適用実態調査の実施は義務付けられておらず、適用実績の把握が困難な場合もあるものの、所得税軽減措置に係る減収見込額が多額に上っていることを踏まえて、前記のような申告不要配当特例等及び年金控除特例についての検証の状況を念頭に置きつつ、関係省庁において、所得税軽減措置について、引き続きその検証等の基礎となる適用実績の把握等に努めるなどして、適用実態等からみて国民の納得できる必要最小限のものとなっているかなどの指針等に照らして政策評価や税制改正要望の際の検証を行い、政策の企画立案作業に活用するとともに、所得税軽減措置の透明性を向上させ、その適用に当たって国民に対する説明責任を果たしていくことが望まれる。

また、財務省において、所得税軽減措置について、今後とも十分に検証していくことが望まれる。

会計検査院としては、今後とも所得税関係特別措置の適用状況並びに関係省庁及び財務省による検証状況について、引き続き注視していくこととする。

別表目次

別表1 所得税関係特別措置121措置について、会計検査院が会計実地検査等で提出を受けた計14,949人の確定申告書等を基に集計した適用状況等 (措置法の条文別)	37
別表2 政策等の単位計296件の一覧	50

- ・別表1は、平成26年分において適用される所得税関係特別措置を対象にしている。
- ・別表1における「適用始期」は、各所得税関係特別措置を適用することができることとなった年を記載している。また、各所得税関係特別措置に関して複数の適用始期が規定されている場合には、一番古い年を記載している。なお、適用始期から平成28年4月1日までの期間が10年を超えるものについては下線を引いている。
- ・別表1における「適用期限」は、平成28年4月1日現在の各所得税関係特別措置を適用することができる期限を記載している。また、適用期限の定めのない所得税関係特別措置については、「適用期限」に「なし」と記載している。
- ・別表1において、平成28年4月1日までに廃止されている所得税関係特別措置については、「適用期限」に「廃止」と記載している。
- ・別表1における「税負担を軽減等する手法」について、一つの措置で直接控除と課税の繰延べの両方を規定しているものが5措置ある。また、税負担を加重するもので直接控除と課税の繰延べのどちらにも区分できないものが1措置あり、斜線としている。
- ・別表1における「適用件数」及び「適用金額」は、所得税関係特別措置を適用している納税者の平成26年分の確定申告書等の提出を受けたほか、同納税者の24、25両年分の確定申告書等も合わせて提出を受けて集計したものであって、所得税関係特別措置全体の適用の実態を示すものではない。
- ・別表1において、会計検査院が会計実地検査等で提出を受けた確定申告書等を基に「適用件数」及び「適用金額」を把握することが困難であった所得税関係特別措置については「*」を、集計の結果、「適用件数」及び「適用金額」がない所得税関係特別措置については「-」をそれぞれ記載している。また、新設及び適用停止中のため適用がなかった所得税関係特別措置は斜線としている。
- ・別表1における「適用件数」は、一人の納税者が複数の所得税関係特別措置を適用して申告する場合があるため、延べ件数である。
- ・別表1における「(参考)平成27年度増減収見込額」は、財務省の試算による。

別表1 所得税関係特別措置121措置について、会計検査院が会計実地検査等で提出を受けた計14,949人の確定申告書等を基に集計した適用状況等（措置法の条文別）

番号	特別措置の名称	措置法条文	関係省庁名	適用始期	適用期限	税負担を軽減等する手法	会計検査院が会計実地検査等で提出を受けた計14,949人の確定申告書等を基に集計した適用状況						(参考) 平成27年度増減収見込額 (億円)
							適用件数 (件)			適用金額 (千円)			
							平成24年分	25年分	26年分	24年分	25年分	26年分	
1	障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に係る限度額の特例	第3条の4	金融庁	平成6年	なし	非課税	*	*	*	*	*	*	—
2	障害者等の少額公債の利子の非課税	第4条	—	昭和43年	なし	非課税	*	*	*	*	*	*	▲ 60
3	勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税	第4条の2	厚生労働省	昭和63年	なし	非課税	*	*	*	*	*	*	—
4	勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税	第4条の3	厚生労働省	昭和57年	なし	非課税	*	*	*	*	*	*	—
5	勤労者財産形成貯蓄契約に基づく生命保険等の差益等の課税の特例	第4条の4	厚生労働省	昭和63年	なし	所得区分変更	*	*	*	*	*	*	—
6	特定寄附信託の利子所得の非課税	第4条の5	金融庁 文部科学省	平成23年	なし	非課税	*	*	*	*	*	*	—
7	納税準備金の利子の非課税	第5条	金融庁	昭和24年	なし	非課税	*	*	*	*	*	*	—
8	振替国債等の利子の課税の特例	第5条の2	金融庁 総務省 財務省	平成11年	なし	非課税	*	*	*	*	*	*	▲ 620
9	振替社債等の利子等の課税の特例	第5条の3	金融庁 総務省 経済産業省	平成22年	なし (一部 平成31.3.31)	非課税	*	*	*	*	*	*	▲ 20
10	民間国外債等の利子の課税の特例	第6条	金融庁 財務省 経済産業省	昭和49年	なし	非課税	*	*	*	*	*	*	—
11	特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税	第7条	金融庁 財務省	昭和61年	なし	非課税	*	*	*	*	*	*	—

番号	特別措置の名称	措置法条文	関係省庁名	適用始期	適用期限	税負担を軽減等する手法	会計検査院が会計実地検査等で提出を受けた計14,949人の確定申告書等を基に集計した適用状況						(参考) 平成27年度増減収見込額 (億円)
							適用件数(件)			適用金額(千円)			
							平成24年分	25年分	26年分	24年分	25年分	26年分	
12	上場株式等に係る配当所得の課税の特例	第8条の4	金融庁 経済産業省	平成21年	なし	税率の軽減	2,127	2,560	2,166	7,651,987	35,865,460	10,136,331	—
13	確定申告を要しない配当所得	第8条の5	金融庁 経済産業省	昭和40年	なし	税率の軽減	*	*	*	*	*	*	▲ 8910
14	上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例	第9条の3	金融庁 経済産業省	平成15年	なし	税率の軽減	*	*	*	*	*	*	—
15	相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例	第9条の7	経済産業省	平成16年	なし	所得区分変更	*	*	*	*	*	*	—
16	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税	第9条の8	金融庁	平成26年	平成35.12.31	非課税	/	/	*	/	/	*	▲ 590
17	試験研究を行った場合の所得税額の特別控除	第10条	総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	平成15年	なし (一部平成29.12.31)	税額控除	2	2	8	1,748	3,461	2,249	—
18	試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例	第10条の2	総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	平成26年	廃止	税額控除	/	/	(第10条に含まれる。)	/	/	(第10条に含まれる。)	—
19	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除	第10条の2の2	厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	平成23年	平成30.3.31	特別償却	2	11	25	28,590	148,654	462,079	—
						税額控除	3	23	68	767	3,222	6,809	
20	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除	第10条の3	総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	平成10年	平成29.3.31	特別償却	8	1	11	7,064	795	24,554	—
						税額控除	74	179	726	16,822	26,346	121,127	

番号	特別措置の名称	措置法 条文	関係省庁名	適用 始期	適用 期限	税負担 を軽減 等する 手法	会計検査院が会計実地検査等で提出を受けた計14,949人の 確定申告書等を基に集計した適用状況						(参考) 平成27 年度増 減収見 込額 (億円)
							適用件数 (件)			適用金額 (千円)			
							平成 24年分	25年分	26年分	24年分	25年分	26年分	
21	雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除	第10条の5	厚生労働省	平成24年	平成30.12.31	税額控除	6	8	26	2,483	3,507	20,576	—
22	国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は所得税額の特別控除	第10条の5の2	経済産業省	平成26年	廃止	特別償却	/	/	—	/	/	—	—
						税額控除	/	/	7	/	/	1,021	—
23	特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除	第10条の5の3	厚生労働省 農林水産省 経済産業省	平成25年	平成29.3.31	特別償却	/	—	4	/	—	5,976	—
						税額控除	/	31	87	/	1,394	6,774	—
24	雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除	第10条の5の4	経済産業省	平成26年	平成30.12.31	税額控除	/	/	218	/	/	77,525	—
25	生産性向上設備等を取付した場合の特別償却又は所得税額の特別控除	第10条の5の5	経済産業省	平成26年	平成29.3.31	特別償却	/	/	8	/	/	52,711	—
						税額控除	/	/	48	/	/	9,869	—
26	特定設備等の特別償却	第11条	厚生労働省 国土交通省	昭和26年	平成29.3.31	特別償却	—	—	—	—	—	—	—
27	耐震基準適合建物等の特別償却	第11条の2	内閣府本府 国土交通省	平成26年	平成27.3.31 (耐震診断結果報告等の期限)	特別償却	/	/	—	/	/	—	—
28	特定農産加工品生産設備等の特別償却	第11条の3	農林水産省	平成24年	廃止	特別償却	—	—	—	—	—	—	—
29	特定地域における工業用機械等の特別償却	第12条	内閣府本府 総務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	平成12年	平成29.3.31	特別償却	—	—	—	—	—	—	—

番号	特別措置の名称	措置法 条文	関係省庁名	適用 始期	適用 期限	税負担 を軽減 等する 手法	会計検査院が会計実地検査等で提出を受けた計14,949人の 確定申告書等を基に集計した適用状況						(参考) 平成27 年度増 減収見 込額 (億円)
							適用件数 (件)			適用金額 (千円)			
							平成 24年分	25年分	26年分	24年分	25年分	26年分	
30	医療用機器 等の特別償 却	第12条 の2	厚生労働省	昭和 54年	平成 29. 3. 31	特別償 却	10	11	18	10,664	13,081	29,652	—
31	障害者を雇 用する場合 の機械等の 割増償却	第13条	厚生労働省	昭和 48年	平成 30. 3. 31	特別償 却	—	—	—	—	—	—	—
32	支援事業所 取引金額が 増加した場 合の3年以内 取得資産の 割増償却	第13条 の2	厚生労働省	平成 21年	廃止	特別償 却	—	—	—	—	—	—	—
33	次世代育成 支援対策に 係る基準適 合認定を受 けた場合の 建物等の割 増償却	第13条 の3	厚生労働省	平成 24年	平成 30. 3. 31 (法人の認 定期限)	特別償 却	—	—	—	—	—	—	—
34	サービス付 き高齢者向 け賃貸住宅 の割増償却	第14条	厚生労働省 国土交通省	平成 13年	平成 29. 3. 31	特別償 却	—	—	—	—	—	—	—
35	特定再開発 建築物等の 割増償却	第14条 の2	内閣府本府 経済産業省 国土交通省	平成 10年	平成 29. 3. 31	特別償 却	—	—	—	—	—	—	—
36	倉庫用建物 等の割増償 却	第15条	内閣府本府 国土交通省	昭和 41年	平成 30. 3. 31	特別償 却	—	—	—	—	—	—	—
37	金属鉱業等 鉱害防止準 備金	第20条	経済産業省	昭和 49年	平成 30. 12. 31	準備金 等	—	—	—	—	—	—	—
38	特定災害防 止準備金	第20条 の2	環 境 省	平成 10年	平成 30. 3. 31	準備金 等	—	—	—	—	—	—	—
39	特定船舶に 係る特別修 繕準備金	第20条 の3	国土交通省	平成 10年	なし	準備金 等	—	—	—	—	—	—	—
40	探鉱準備金	第22条	経済産業省	昭和 40年	平成 31. 3. 31	準備金 等	—	—	—	—	—	—	—
41	新鉱床探鉱 費の特別控 除	第23条		なし	準備金 等	—	—	—	—	—	—	—	—
42	農業経営基 盤強化準備 金	第24条 の2	農林水産省	平成 19年	平成 29. 3. 31	準備金 等	—	—	—	—	—	—	▲ 20
43	農用地等を 取得した場 合の課税の 特例	第24条 の3		なし	その他 (課税 の繰延 べ)	*	*	*	*	*	*	*	▲ 20

番号	特別措置の名称	措置法 条文	関係省庁名	適用 始期	適用 期限	税負担 を軽減 等する 手法	会計検査院が会計実地検査等で提出を受けた計14,949人 の確定申告書等を基に集計した適用状況						(参考) 平成27 年度増 減収見 込額 (億円)
							適用件数 (件)			適用金額 (千円)			
							平成 24年分	25年分	26年分	24年分	25年分	26年分	
44	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例	第25条	農林水産省	昭和 42年	平成 29.12.31	免税	19	24	43	87,152	127,405	191,478	▲ 70
						その他 (直接 控除)	3	11	13	28,387	45,307	53,171	
45	青色申告特別控除	第25条 の2	経済産業省	平成 5年	なし	特別控 除	8,106	9,127	9,237	3,620,564	4,187,578	4,213,337	▲ 1180
46	社会保険診療報酬の所得計算の特例	第26条	厚生労働省	昭和 29年	なし	概算経 費控除	350	360	392	2,320,705	2,156,542	2,220,083	▲ 250
47	家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例	第27条	厚生労働省	平成 元年	なし	概算経 費控除	38	55	121	21,020	30,828	73,982	▲ 40
48	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例	第28条	農林水産省 経済産業省	昭和 50年	なし	必要経 費算入	*	*	*	*	*	*	—
49	中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例	第28条 の2	総務省 厚生労働省 経済産業省	平成 15年	平成 30.3.31	必要経 費算入	279	478	378	124,780	245,323	215,736	▲ 20
50	債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例	第28条 の2の2	内閣府本府 金融庁	平成 26年	なし	必要経 費算入	/	/	—	/	/	—	—
51	転廃業助成金等に係る課税の特例	第28条 の3	農林水産省 国土交通省 環境省	昭和 47年	なし	その他 (課税 の繰延 べ)	*	*	*	*	*	*	—
52	土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例	第28条 の4	総務省 国土交通省	昭和 49年	平成 29.3.31 まで適用 停止中	/	/	/	/	/	/	/	—
53	特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等(国内法に基づいて発行された新株予約権等)	第29条 の2	経済産業省	平成 8年	なし	その他 (課税 の繰延 べ)	*	*	*	*	*	*	—

番号	特別措置の名称	措置法 条文	関係省庁名	適用 始期	適用 期限	税負担 を軽減 等する 手法	会計検査院が会計実地検査等で提出を受けた計14,949人の 確定申告書等を基に集計した適用状況						(参考) 平成27 年度増 減収見 込額 (億円)
							適用件数 (件)			適用金額 (千円)			
							平成 24年分	25年分	26年分	24年分	25年分	26年分	
54	特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等(特定外国株式会社)	第29条 の3	経済産業省	平成 23年	廃止	その他 (課税 の繰延 べ)	*	*	*	*	*	*	—
55	勤労者が受ける財産形成給付金等に係る課税の特例	第29条 の4	厚生労働省	昭和 50年	なし	所得区 分変更	*	*	*	*	*	*	—
56	退職勤労者が弁済を受ける未払賃金に係る課税の特例	第29条 の6	厚生労働省	昭和 51年	なし	所得区 分変更	*	*	*	*	*	*	—
57	山林所得の概算経費控除	第30条	農林水産省	昭和 28年	なし	概算経 費控除	1	1	1	15	15	16	—
58	山林所得に係る森林計画特別控除	第30条 の2	農林水産省	昭和 42年	平成 30.12.31	特別控 除	—	—	—	—	—	—	—
59	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例	第31条 の2	国土交通省	昭和 54年	平成 28.12.31	税率の 軽減	*	*	*	*	*	*	—
60	居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例	第31条 の3	国土交通省	昭和 63年	なし	税率の 軽減	*	*	*	*	*	*	—
61	長期譲渡所得の概算取得費控除	第31条 の4	—	昭和 45年	なし	その他 (直接 控除)	*	*	*	*	*	*	—
62	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	第33条	農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	昭和 26年	なし	取得価 額引継 ぎ	*	*	*	*	*	*	—
63	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	第33条 の2	農林水産省 国土交通省 環境省 防衛省	昭和 26年	なし	取得価 額引継 ぎ	*	*	*	*	*	*	—

番号	特別措置の名称	措置法 条文	関係省庁名	適用 始期	適用 期限	税負担 を軽減 等する 手法	会計検査院が会計実地検査等で提出を受けた計14,949人 の確定申告書等を基に集計した適用状況						(参考) 平成27 年度増 減収見 込額 (億円)
							適用件数 (件)			適用金額 (千円)			
							平成 24年分	25年分	26年分	24年分	25年分	26年分	
64	換地処分等 に伴い資産 を取得した 場合の課税 の特例	第33条 の3	農林水産省 国土交通省	昭和 26年	なし	取得価 額引継 ぎ	*	*	*	*	*	*	—
65	収用交換等 の場合の譲 渡所得等の 特別控除	第33条 の4	復興庁 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	昭和 38年	なし	特別控 除	28	43	265	383,428	488,247	5,370,274	—
66	収用交換等 に伴い代替 資産を取得 した場合の 更正の請 求、修正申 告等	第33条 の5	(第33条と同じ)			取得価 額引継 ぎ	*	*	*	*	*	*	—
67	収用交換等 により取得 した代替資 産等の取得 価額の計算	第33条 の6				取得価 額引継 ぎ	*	*	*	*	*	*	—
68	特定土地 画整理事業 等のために 土地等を譲 渡した場合 の譲渡所得 の特別控除	第34条	文部科学省 農林水産省 国土交通省 環境省 防衛省	昭和 44年	なし	特別控 除	—	1	11	—	8,775	140,679	—
69	特定住宅地 造成事業等 のために土 地等を譲渡 した場合の 譲渡所得の 特別控除	第34条 の2	農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	昭和 43年	なし (一部 平成 29.12.31)	特別控 除	—	—	39	—	—	416,299	—
70	農地保有の 合理化等の ために農地 等を譲渡し た場合の譲 渡所得の特 別控除	第34条 の3	農林水産省 国土交通省	昭和 45年	なし	特別控 除	1	2	31	141	10,738	131,713	—
71	居住用財産 の譲渡所得 の特別控除	第35条	国土交通省	昭和 45年	なし	特別控 除	11	7	471	184,454	67,633	8,985,422	—
72	特定の土地 等の長期譲 渡所得の特 別控除	第35条 の2	国土交通省	平成 21年	平成 22.12.31 (土地等の 取得期限)	特別控 除	—	4	—	—	77,906	—	—

番号	特別措置の名称	措置法条文	関係省庁名	適用 始期	適用 期限	税負担 を軽減 等する 手法	会計検査院が会計実地検査等で提出を受けた計14,949人の確定申告書等を基に集計した適用状況						(参考) 平成27 年度増 減収見 込額 (億円)
							適用件数 (件)			適用金額 (千円)			
							平成 24年分	25年分	26年分	24年分	25年分	26年分	
73	特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例	第36条の2	国土交通省	平成 5年	平成 29.12.31	取得価額引継ぎ	*	*	*	*	*	*	—
74	特定の居住用財産の買換えの場合の更正の請求、修正申告等	第36条の3				取得価額引継ぎ	*	*	*	*	*	*	—
75	買換えに係る居住用財産の譲渡の場合の取得価額の計算等	第36条の4				取得価額引継ぎ	*	*	*	*	*	*	—
76	特定の居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例	第36条の5				取得価額引継ぎ	*	*	*	*	*	*	—
77	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例	第37条	内閣府本府 総務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 防衛省	昭和 45年	平成 29.12.31 (一部 29.3.31)	取得価額引継ぎ	*	*	*	*	*	*	—
78	特定の事業用資産の買換えの場合の更正の請求、修正申告等	第37条の2				取得価額引継ぎ	*	*	*	*	*	*	—
79	買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等	第37条の3				取得価額引継ぎ	*	*	*	*	*	*	—
80	特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例	第37条の4	内閣府本府 農林水産省 経済産業省 国土交通省 防衛省	昭和 45年	平成 29.12.31 (一部 29.3.31)	取得価額引継ぎ	*	*	*	*	*	*	—

番号	特別措置の名称	措置法 条文	関係省庁名	適用 始期	適用 期限	税負担 を軽減 等する 手法	会計検査院が会計実地検査等で提出を受けた計14,949人 の確定申告書等を基に集計した適用状況						(参考) 平成27 年度増 減収見 込額 (億円)
							適用件数 (件)			適用金額 (千円)			
							平成 24年分	25年分	26年分	24年分	25年分	26年分	
81	既成市街地 等内にある 土地等の中 高層耐火建 築物等の建 設のための 買換え及び 交換の場合 の譲渡所得 の課税の特 例	第37条 の5	国土交通省	昭和 55年	なし	取得価 額引継 ぎ	*	*	*	*	*	*	—
82	特定の交換 分合により 土地等を取 得した場合 の課税の特 例	第37条 の6	農林水産省 国土交通省	昭和 56年	なし	取得価 額引継 ぎ	*	*	*	*	*	*	—
83	大規模な住 宅地等造成 事業の施行 区域内にあ る土地等の 造成のため の交換等 の場合の譲 渡所得の課 税の特例	第37条 の7	国土交通省	昭和 58年	なし	取得価 額引継 ぎ	*	*	*	*	*	*	—
84	大規模な住 宅地等造成 事業に係る 土地等の交 換等の場合 の更正の請 求、修正申 告等	第37条 の8				取得価 額引継 ぎ	*	*	*	*	*	*	—
85	大規模な住 宅地等造成 事業に係る 交換等によ り取得した 宅地の譲渡 の場合の取 得価額の計 算等	第37条 の9				取得価 額引継 ぎ	*	*	*	*	*	*	—
86	特定普通財 産とその隣 接する土地 等の交換の 場合の譲渡 所得の課税 の特例	第37条 の9の4	財 務 省	平成 18年	なし	取得価 額引継 ぎ	*	*	*	*	*	*	—

番号	特別措置の名称	措置法 条文	関係省庁名	適用 始期	適用 期限	税負担 を軽減 等する 手法	会計検査院が会計実地検査等で提出を受けた計14,949人の 確定申告書等を基に集計した適用状況						(参考) 平成27 年度増 減収見 込額 (億円)
							適用件数 (件)			適用金額 (千円)			
							平成 24年分	25年分	26年分	24年分	25年分	26年分	
87	平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例	第37条の9の5	国土交通省	平成21年	平成22.12.31 (土地等の取得期限)	その他 (課税の繰延べ)	*	*	*	*	*	*	—
88	特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例	第37条の10の2	金融庁	平成17年	なし	その他 (直接控除)	*	*	*	*	*	*	—
89	上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除	第37条の12の2	金融庁 経済産業省	平成15年	なし	損益通算	621	310	360	1,697,522	1,039,382	814,324	—
						その他 (直接控除)	1,167	2,048	1,255	7,295,831	22,004,879	7,705,447	
90	特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等	第37条の13	内閣府 本府 経済産業省	平成15年	なし (一部 平成 29.3.31)	その他 (課税の繰延べ)	*	*	*	*	*	*	—
91	特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等	第37条の13の2	内閣府 本府 経済産業省	平成9年	なし	その他 (直接控除)	(第37条の12の2に含まれる。)			(第37条の12の2に含まれる。)			—
92	非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税	第37条の14	金融庁	平成26年	平成35.12.31	非課税	/	/	*	/	/	*	—
93	公社債等の譲渡等による所得の課税の特例	第37条の15	金融庁	平成元年	なし	非課税	*	*	*	*	*	*	—
94	相続財産に係る譲渡所得の課税の特例	第39条	—	昭和45年	なし	その他 (直接控除)	3	14	175	75,512	527,138	4,590,082	—
95	国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税	第40条	内閣府 本府 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省	昭和26年	なし	非課税	*	*	*	*	*	*	—

番号	特別措置の名称	措置法条文	関係省庁名	適用始期	適用期限	税負担を軽減等する手法	会計検査院が会計実地検査等で提出を受けた計14,949人の確定申告書等を基に集計した適用状況						(参考) 平成27年度増減収見込額 (億円)
							適用件数(件)			適用金額(千円)			
							平成24年分	25年分	26年分	24年分	25年分	26年分	
96	国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例	第40条の2	文部科学省	昭和47年	なし (一部平成30.12.31)	非課税	*	*	*	*	*	*	-
						その他(直接控除)	*	*	*	*	*	*	
97	物納による譲渡所得等の非課税	第40条の3	-	昭和27年	なし	非課税	*	*	*	*	*	*	-
98	債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例	第40条の3の2	金融庁	平成25年	平成31.3.31	非課税	/	*	*	/	*	*	-
99	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除	第41条	国土交通省	昭和61年	平成31.6.30	税額控除	646	687	715	129,054	126,238	136,353	▲6020
100	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除	第41条の2				税額控除	(第41条に含まれる。)			(第41条に含まれる。)			(第41条に含まれる。)
101	年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除	第41条の2の2				税額控除	*	*	*	*	*	*	(第41条に含まれる。)
102	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けた者が居住用財産に係る課税の特例を受ける場合の修正申告等	第41条の3				税額控除	*	*	*	*	*	*	(第41条に含まれる。)
103	特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例	第41条の3の2	国土交通省 環境省	平成19年	平成31.6.30	税額控除	(第41条に含まれる。)			(第41条に含まれる。)			-

番号	特別措置の名称	措置法条文	関係省庁名	適用始期	適用期限	税負担を軽減等する手法	会計検査院が会計実地検査等で提出を受けた計14,949人の確定申告書等を基に集計した適用状況						(参考) 平成27年度増減収見込額 (億円)
							適用件数(件)			適用金額(千円)			
							平成24年分	25年分	26年分	24年分	25年分	26年分	
104	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	第41条の5	国土交通省	平成10年	平成29.12.31	損益通算	6	3	176	183,934	14,320	1,242,522	▲ 60
						その他(直接控除)	*	*	*	*	*	*	
105	特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	第41条の5の2	国土交通省	平成16年	平成29.12.31	損益通算	-	-	16	-	-	84,789	-
						その他(直接控除)	*	*	*	*	*	*	
106	全国健康保険協会が管掌する健康保険等の被保険者が受ける付加的給付等に係る課税の特例	第41条の7	厚生労働省	昭和60年	なし	非課税	*	*	*	*	*	*	-
						所得控除	*	*	*	*	*	*	
107	給付金の非課税	第41条の8	厚生労働省	平成26年	なし	非課税	/	/	*	/	*	-	
108	振替国債の償還差益等の非課税等	第41条の13	金融庁 総務省 財務省 経済産業省 国土交通省	昭和50年	なし(一部平成31.3.31)	非課税	*	*	*	*	*	*	(第5条の2及び第5条の3に含まれる。)
109	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除	第41条の15	金融庁 農林水産省 経済産業省	平成15年	なし	その他(直接控除)	46	92	106	257,177	674,380	946,954	-
110	公的年金等控除の最低控除額等の特例	第41条の15の3	厚生労働省	平成17年	なし	特別控除	2,681	3,173	3,658	642,624	765,079	857,881	▲ 1830
111	同居の老親等に係る扶養控除の特例	第41条の16	厚生労働省	昭和54年	なし	所得控除	179	274	221	19,000	29,700	23,500	▲ 210
112	寡婦控除の特例	第41条の17	厚生労働省	平成元年	なし	所得控除	9	15	9	720	1,200	720	▲ 30
113	政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特例控除	第41条の18	総務省	昭和51年	平成31.12.31	所得控除	*	*	*	*	*	*	▲ 50
						税額控除	62	59	102	5,787	4,243	9,946	

番号	特別措置の名称	措置法条文	関係省庁名	適用始期	適用期限	税負担を軽減等する手法	会計検査院が会計実地検査等で提出を受けた計14,949人の確定申告書等を基に集計した適用状況						(参考) 平成27年度増減収見込額 (億円)	
							適用件数(件)			適用金額(千円)				
							平成24年分	25年分	26年分	24年分	25年分	26年分		
114	認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除	第41条の18の2	内閣府 外務省 環境省	平成13年	なし	所得控除	*	*	*	*	*	*	▲ 70	
						税額控除	174	244	344	3,546	6,631	11,603		
115	公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除	第41条の18の3	内閣府 法務省 文部科学省 厚生労働省	平成23年	なし	税額控除	438	567	830	32,231	51,057	77,968	(第41条の18の2に含まれる。)	
116	特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例	第41条の19	内閣府 経済産業省	平成20年	なし (一部平成29.3.31、30.3.31)	所得控除	—	—	1	—	—	99	—	
117	既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除	第41条の19の2	内閣府 国土交通省	平成18年	平成31.6.30	税額控除	1	1	2	200	200	165	▲ 10	
118	既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除	第41条の19の3	経済産業省 国土交通省 環境省	平成21年	平成31.6.30	税額控除	—	—	6	—	—	497	—	
119	認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除	第41条の19の4	国土交通省 環境省	平成21年	平成31.6.30	税額控除	3	6	14	1,079	595	3,621	▲ 170	
120	外国組合員に対する課税の特例	第41条の21	金融庁 経済産業省	平成21年	なし	非課税	*	*	*	*	*	*	—	
121	外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例	第42条の2	金融庁 財務省	平成14年	なし	非課税	*	*	*	*	*	*	—	
計							直接控除(計75措置)	16,805	19,931	21,968				▲2兆0250
							課税の繰延べ(計50措置)	299	501	444				
合計								17,104	20,432	22,412				

別表2 政策等の単位計296件の一覧

(1) 内閣府本府 (17件)

番号	所管する政策等の単位の名称	条文 (参考)
1	既存建築物(非住宅)の改修投資促進のための特例措置	第11条の2
2	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第12条
3	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第12条
4	沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第12条
5	沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第12条
6	国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置	第14条の2
7	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度	第14条の2
8	災害に強い物流効率化施設に係る特例措置	第15条
9	個人事業者に係る事業再生税制の創設	第28条の2の2
10	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例	第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4
11	地域再生事業を行う株式会社に対する特例措置	第37条の13、第37条の13の2
12	沖縄の経済金融活性化特別地区におけるエンジェル税制	第37条の13、第37条の13の2、第41条の19
13	幼保連携型認定こども園の設置に係る法人間の財産承継に係る所得税の特例措置	第40条
14	認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除	第41条の18の2
15	公益法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除	第41条の18の3
16	特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例	第41条の19
17	既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除	第41条の19の2

(2) 金融庁 (13件)

番号	所管する政策等の単位の名称	条文 (参考)
1	障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に係る限度額の特例	第3条の4
2	特定寄付信託の利子所得の非課税	第4条の5
3	納税準備預金の利子の非課税	第5条
4	上場株式等に係る配当所得の課税の特例	第8条の4
5	確定申告を要しない配当所得	第8条の5
6	上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例	第9条の3
7	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税	第9条の8、第37条の14
8	個人事業者に係る事業再生税制の創設	第28条の2の2
9	特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例	第37条の10の2
10	上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除	第37条の12の2
11	債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例	第37条の15
12	貸付信託の受益権等の譲渡等による所得の課税の特例	第40条の3の2
13	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除	第41条の15

(3) 復興庁 (1件)

番号	所管する政策等の単位の名称	条文 (参考)
1	防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業の用に供される土地等の譲渡所得に係る特別控除	第33条の4

(4) 総務省 (12件)

番号	所管する政策等の単位の名称	条文 (参考)
1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	第10条、第10条の2
2	中小企業投資促進税制の拡充	第10条の3
3	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却	第12条
4	振興山村における工業用機械等の取得等に係る特別償却	第12条
5	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却	第12条
6	奄美群島における工業用機械等の取得等に係る割増償却	第12条
7	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却	第12条
8	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	第28条の2

番号	所管する政策等の単位の名称	条文(参考)
9	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置	第37条、第37条の2、第37条の3
10	地方独立行政法人に対する寄附金等に係る課税標準の特例措置	第40条
11	政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例	第41条の18
12	政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除	第41条の18

(5) 法務省 (2件)

番号	所管する政策等の単位の名称	条文(参考)
1	財産寄附に係る更生保護法人の譲渡所得の非課税について	第40条
2	個人寄附に係る更生保護法人の税額控除について	第41条の18の3

(6) 外務省 (1件)

番号	所管する政策等の単位の名称	条文(参考)
1	認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除	第41条の18の2

(7) 財務省 (1件)

番号	所管する政策等の単位の名称	条文(参考)
1	特定普通財産と隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	第37条の9の4

(8) 文部科学省 (6件)

番号	所管する政策等の単位の名称	条文(参考)
1	特定寄附信託の利子所得の非課税	第4条の5
2	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	第10条、第10条の2
3	史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除	第34条
4	国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税	第40条
5	国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例	第40条の2
6	公益社団法人等に寄附した場合の所得税額の特別控除	第41条の18の3

(9) 厚生労働省 (26件)

番号	所管する政策等の単位の名称	条文(参考)
1	勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税(財形住宅貯蓄非課税制度) 勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税(財形年金貯蓄非課税制度)	第4条の2、第4条の3
2	勤労者財産形成貯蓄契約に基づく生命保険等の差益等の課税の特例	第4条の4
3	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	第10条、第10条の2
4	環境関連投資促進税制	第10条の2の2
5	中小企業投資促進税制	第10条の3
6	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	第10条の5
7	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	第10条の5の3
8	公害防止用設備に係る特例措置	第11条
9	医療用機器等の特別償却(高額な医療用機器に係る特別償却制度)	第12条の2
10	医療用機器等の特別償却(医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度)	第12条の2
11	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第13条
12	支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第13条の2
13	次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	第13条の3
14	サービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る割増償却	第14条
15	社会保険診療報酬の所得計算の特例	第26条
16	家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例	第27条
17	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	第28条の2
18	勤労者が受ける財産形成給付金等に係る課税の特例	第29条の4
19	退職勤労者が弁済を受ける未払賃金に係る課税の特例	第29条の6
20	幼保連携型認定こども園の設置に係る法人間の財産承継に係る所得税の特例措置	第40条
21	全国健康保険協会が管掌する健康保険等の被保険者が受ける付加的給付等に係る課税の特例	第41条の7
22	給付金の非課税	第41条の8
23	公的年金等控除の最低控除額等の特例	第41条の15の3
24	同居の老親等に係る扶養控除の特例	第41条の16
25	寡婦控除の特例	第41条の17
26	個人が社会福祉法人に寄附を行った場合における税額控除の特例	第41条の18の3

(10) 農林水産省 (62件)

番号	所管する政策等の単位の名称	条文 (参考)
1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	第10条、第10条の2
2	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除	第10条の2の2
3	中小企業投資促進税制 (食品企業者関係)	第10条の3
4	中小企業投資促進税制 (農業者関係)	第10条の3
5	中小企業投資促進税制 (森林組合等関係)	第10条の3
6	中小企業投資促進税制 (漁業協同組合等関係)	第10条の3
7	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除 (食品企業者関係)	第10条の5の3
8	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除 (農林水産業関係)	第10条の5の3
9	特定農産加工品生産設備等の特別償却	第11条の3
10	特定農産加工品生産設備等の特別償却 (米穀の新用途への利用の促進に関する法律)	第11条の3
11	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却	第12条
12	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却	第12条
13	奄美群島における工業用機械等の取得等に係る割増償却	第12条
14	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却	第12条
15	振興山村における工業用機械等の取得等に係る特別償却	第12条
16	農業経営基盤強化準備金	第24条の2
17	農用地等を取得した場合の課税の特例	第24条の3
18	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例	第25条
19	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例 (農業信用基金協会)	第28条
20	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例 (配合飼料供給安定機構関係)	第28条
21	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例 (漁業信用基金協会)	第28条
22	転廃業助成金等に係る課税の特例 (漁業者関係)	第28条の3
23	山林所得の概算経費控除	第30条
24	山林所得に係る森林計画特別控除	第30条の2
25	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (食料産業局食品流通課)	第33条、第33条の5、第33条の6
26	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (農村振興局土地改良企画課)	第33条、第33条の5、第33条の6
27	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (森林法等)	第33条、第33条の5、第33条の6
28	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (漁業権関係)	第33条、第33条の5、第33条の6
29	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (海岸法関係)	第33条、第33条の5、第33条の6
30	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 (農村振興局農村計画課)	第33条の2
31	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 (農村振興局土地改良企画課)	第33条の2
32	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 (森林法等)	第33条の2
33	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	第33条の3
34	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 (食料産業局食品流通課)	第33条の4
35	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 (農村振興局農村計画課)	第33条の4
36	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 (農村振興局土地改良企画課)	第33条の4
37	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 (森林法等)	第33条の4
38	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 (漁業権関係)	第33条の4
39	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 (海岸法関係)	第33条の4
40	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	第34条
41	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (食料産業局食品流通課)	第34条の2
42	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (経営局農地政策課)	第34条の2
43	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (農業協同組合)	第34条の2
44	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (経営局農地政策課) (農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づくあつせん)	第34条の3
45	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (経営局農地政策課) (農業経営基盤強化促進法の規定する農用地利用集積計画の定めるところによる譲渡)	第34条の3
46	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (農村振興局農村計画課) (農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づく勧告に係る協議等による譲渡)	第34条の3
47	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (農村振興局農村計画課) (農業振興地域の整備に関する法律による交換分合)	第34条の3

番号	所管する政策等の単位の名称	条文(参考)
48	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(農村振興局農村計画課農村政策推進室)	第34条の3
49	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(農村振興局地域振興課)	第34条の3
50	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(農村振興局都市農村交流課)	第34条の3
51	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(農村振興局土地改良企画課)	第34条の3
52	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(林地保有の合理化)(森林経営計画の認定)	第34条の3
53	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(林地保有の合理化)(林業経営改善計画の認定)	第34条の3
54	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例(市街化区域内農地等から市街化区域外農地等への買換え)	第37条、第37条の2、第37条の3
55	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例(農用地区域内における農地等の買換え)	第37条、第37条の2、第37条の3
56	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例(漁船)	第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4
57	特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例(市街化区域内農地等から市街化区域外農地等への交換)	第37条の4
58	特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例(農用地区域内における農地等の交換)	第37条の4
59	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(農村振興局農村計画課)	第37条の6
60	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(農村振興局農村計画課農村政策推進室)	第37条の6
61	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(農村振興局土地改良企画課)	第37条の6
62	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除	第41条の15

(11) 経済産業省(36件)

番号	所管する政策等の単位の名称	条文(参考)
1	上場株式等に係る配当所得の課税の特例	第8条の4
2	確定申告を要しない配当所得	第8条の5
3	上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例	第9条の3
4	相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例	第9条の7
5	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	第10条、第10条の2
6	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除	第10条の2の2
7	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除	第10条の3
8	国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額等の特別控除	第10条の5の2
9	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除	第10条の5の3
10	雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額等の特別控除	第10条の5の4
11	生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除	第10条の5の5
12	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第12条
13	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第12条
14	特定再開発建築物等の割増償却	第14条の2
15	金属鉱業等鉱害防止準備金	第20条
16	探鉱準備金、新鉱床探鉱費の特別控除	第22条、第23条
17	青色申告特別控除	第25条の2
18	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(①信用保証協会)	第28条
19	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(②中小企業倒産防止共済制度)	第28条
20	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(③鉱害防止事業基金)	第28条
21	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(④委託者保護基金)	第28条
22	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	第28条の2
23	特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等	第29条の2
24	特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等(アジア拠点化税制ストックオプション)	第29条の3
25	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	第33条、第33条の5、第33条の6
26	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	第33条の4
27	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(①地域商店街活性化法)	第34条の2

番号	所管する政策等の単位の名称	条文(参考)
28	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(②中心市街地活性化法)	第34条の2
29	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(③中小企業高度化事業)	第34条の2
30	特定の事業用資産の買換え等の場合における課税の特例(所有期間10年超の国内にある土地等、建物又は構築物と国内にある一定の土地等、建物又は構築物との買換え)	第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4
31	上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除	第37条の12の2
32	特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等(エンジェル税制)	第37条の13
33	特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等(エンジェル税制)	第37条の13の2
34	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除	第41条の15
35	特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例(エンジェル税制)	第41条の19
36	既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除	第41条の19の3

(12) 国土交通省(98件)

番号	所管する政策等の単位の名称	条文(参考)
1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	第10条、第10条の2
2	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(グリーン投資減税)	第10条の2の2
3	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度	第10条の3
4	船舶に係る特別償却	第11条
5	既存建築物(非住宅)の改修投資促進のための特例措置	第11条の2
6	過疎地域における工業用機械等の取得等に係る特別償却	第12条
7	振興山村における工業用機械等の取得等に係る特別償却	第12条
8	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却	第12条
9	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却	第12条
10	奄美群島における工業用機械等の取得等に係る割増償却	第12条
11	サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第14条
12	特定再開発建築物等の割増償却(市街地再開発事業)	第14条の2
13	特定都市再生建築物等の割増償却(認定民間都市再生事業)	第14条の2
14	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度	第14条の2
15	災害に強い物流効率化施設に係る特例措置	第15条
16	特定船舶に係る特別修繕準備金	第20条の3
17	転廃業助成金等に係る課税の特例	第28条の3
18	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(国、地方公共団体に対する譲渡等)	第31条の2
19	居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置	第31条の3
20	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例(土地収用法の規定に基づいて収用され補償金を取得する場合)	第33条、第33条の5、第33条の6
21	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例(一団地の津波防災拠点市街地形成施設)	第33条、第33条の5、第33条の6
22	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(航空局航空ネットワーク部首都圏空港課成田国際空港企画室)	第33条、第33条の5、第33条の6
23	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(換地処分により清算金を取得する場合の代替資産取得特例)	第33条、第33条の5、第33条の6
24	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(やむを得ない事情及び過小床不交付により地区外転出する場合の代替資産取得特例)	第33条、第33条の5、第33条の6
25	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(防災街区整備事業)	第33条、第33条の5、第33条の6
26	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(都市計画法第56条第1項等の規定により買い取られる場合)	第33条、第33条の5、第33条の6
27	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなる場合)	第33条、第33条の5、第33条の6
28	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等(独)都市再生機構)	第33条、第33条の2、第33条の4、第33条の5、第33条の6
29	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(都市再開発法の規定による権利変換により権利が消滅し、補償金を取得する場合)	第33条、第33条の5、第33条の6

番号	所管する政策等の単位の名称	条文(参考)
30	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例(公有水面の埋立てに係る場合)	第33条、第33条の5、第33条の6
31	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(土地区画整理法第78条第1項による補償金及び都市再開発法第97条第1項による補償金等の場合)	第33条、第33条の5、第33条の6
32	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例(鉄道局総務課企画室)	第33条、第33条の5、第33条の6
33	交換処分に伴い資産を取得した場合の課税の特例(土地・建設産業局総務課公共用地室)	第33条の2
34	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(航空関係)	第33条の2
35	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(土地区画整理事業等の規定による換地処分により、土地等を取得する場合)	第33条の3
36	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(都市再開発法の市街地再開発事業により権利等を取得した場合)	第33条の3
37	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(防災街区整備事業が施行され、権利等を取得した場合)	第33条の3
38	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(マンション建替事業)	第33条の3
39	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(土地収用法の規定に基づいて収用され補償金を取得する場合等)	第33条の4
40	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(一団地の津波防災拠点市街地形成施設)	第33条の4
41	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(特定被災区域内において都市計画事業に準ずる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業)	第33条の4
42	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(換地処分により清算金を取得する場合)	第33条の4
43	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(やむを得ない事情及び過小床不交付により地区外転出する場合)	第33条の4
44	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(都市計画法第56条第1項等の規定により買い取られる場合)	第33条の4
45	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなる場合)	第33条の4
46	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(都市再開発法の規定による権利変換により権利が消滅し、補償金を取得する場合)	第33条の4
47	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(土地区画整理法第78条第1項による補償金及び都市再開発法第97条第1項による補償金等の場合)	第33条の4
48	収用換地等の場合の譲渡所得等の特別控除(公有水面の埋立てに係る場合)	第33条の4
49	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(鉄道局総務課企画室)	第33条の4
50	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(航空局航空ネットワーク部首都圏空港課成田国際空港企画室)	第33条の4
51	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国、地方公共団体等に対する譲渡)	第34条
52	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(航空局航空ネットワーク部首都圏空港課成田国際空港企画室、環境・地域振興課)	第34条
53	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例措置(独)都市再生機構)	第34条の2
54	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(航空局航空ネットワーク部首都圏空港課成田国際空港企画室)	第34条の2
55	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(収用等の対償等に充てられるために買い取られる場合)	第34条の2
56	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(一定の特定の民間宅地造成事業)	第34条の2
57	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(公有地の拡大の推進に関する法律に基づく譲渡)	第34条の2
58	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(道路局環境安全課道路環境調査室)	第34条の2
59	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(特定防災街区整備地区内の土地等を防災街区整備推進機構等に譲渡した場合)	第34条の2
60	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(認定中心市街地の区域内の土地等を中心市街地整備推進機構等に譲渡する場合)	第34条の2
61	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(景観計画の区域内の土地等を景観整備機構等に譲渡する場合)	第34条の2
62	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(立地適正化計画等の区域内の土地等を都市再生推進法人等に譲渡する場合)	第34条の2

番号	所管する政策等の単位の名称	条文(参考)
63	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(認定歴史風致維持向上計画に記載された重点区域内の土地等を歴史的風致維持向上支援法人等に譲渡する場合)	第34条の2
64	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国土政策局広域地方政策課)	第34条の2
65	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(北海道局参事官室)	第34条の2
66	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(生産緑地地区内の土地等を譲渡する場合)	第34条の2
67	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国土利用計画法の規制区域内の土地等を譲渡する場合)	第34条の2
68	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国土利用計画法の土地利用基本計画に定められた開発保全整備計画に係る事業のための地方公共団体等に対する土地の譲渡)	第34条の2
69	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(地域地区等の定められた区域等の譲渡)	第34条の2
70	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(換地困難な場合の土地等の譲渡)	第34条の2
71	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(マンション建替事業)	第34条の2
72	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(マンション敷地売却事業)	第34条の2
73	特定農山村地域における特別控除	第34条の3
74	居住用財産の譲渡所得の特別控除	第35条
75	特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除	第35条の2
76	特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置	第36条の2、第36条の3、第36条の4、第36条の5
77	特定の事業用資産の買換え等の場合における課税の特例(三大都市圏整備関係)	第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4
78	特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例(航空局航空ネットワーク部首都圏空港課成田国際空港企画室、環境・地域振興課)	第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4
79	特定の事業用資産の買換え等の場合における課税の特例(過疎地域関係)	第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4
80	特定の事業用資産の買換え等の場合における課税の特例(誘導施設等整備事業関係)	第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4
81	特定の事業用資産の買換え等の場合における課税の特例(市街地再開発事業関係)	第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4
82	特定の事業用資産の買換え等の場合における課税の特例(防災街区整備事業関係)	第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4
83	特定の事業用資産の買換え等の場合における課税の特例(所有期間10年超の国内にある土地等、建物又は構築物と国内にある一定の土地等、建物又は構築物の買換え)	第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4
84	特定の事業用資産の買換え等の課税の特例(船舶から船舶)(1)海上運送業における特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置等	第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4
85	既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例	第37条の5
86	既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例(認定誘導事業計画の区域内に係る土地譲渡)	第37条の5
87	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	第37条の6
88	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例	第37条の7、第37条の8、第37条の9

番号	所管する政策等の単位の名称	条文(参考)
89	平成21年及び平成22年中に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例	第37条の9の5
90	住宅ローン減税	第41条、第41条の2、第41条の2の2、第41条の3
91	機構に対する借入金等により住宅を取得等した場合の所得税額の特別控除制度（（独）都市再生機構）(1)機構との住宅建設条件付土地取得契約のための金融機関等からの借入金（10年以上の割賦払）等	第41条、第41条の2、第41条の2の2、第41条の3
92	特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例	第41条の3の2
93	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度	第41条の5
94	機構に対する住宅借入金等を有する者に係る居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等（（独）都市再生機構）	第41条の5、第41条の5の2
95	特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度	第41条の5の2
96	既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除	第41条の19の2
97	既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除	第41条の19の3
98	認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除	第41条の19の4

(13) 環境省（15件）

番号	所管する政策等の単位の名称	条文(参考)
1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	第10条、第10条の2
2	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（環境関連投資促進税制）	第10条の2の2
3	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金	第20条の2
4	転廃業助成金等に係る課税の特例	第28条の3
5	汚染廃棄物等の処理施設の設置に係る簡易証明書制度	第33条、第33条の2、第33条の4、第33条の5、第33条の6
6	放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物等の処理施設に関する取用代替資産の所得に係る500万円特別控除等の適用	第33条、第33条の2、第33条の4、第33条の5、第33条の6
7	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（国立、国定公園特別地域及び自然環境保全地域特別地区について国又は地方公共団体に買い取られる場合）	第34条
8	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（産業廃棄物処理に係る特定施設の整備事業法の用に供するために地方公共団体又は特定法人に買い取られる場合）	第34条の2
9	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために広域臨海環境整備センターに買い取られる場合）	第34条の2
10	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（種の保存法の管理地区等が国又は地方公共団体に買い取られる場合）	第34条の2
11	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（都道府県立自然公園特別地域等で環境大臣が認定した地域内の土地が地方公共団体に買い取られる場合）	第34条の2
12	特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例	第41条の3の2
13	認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除	第41条の18の2
14	既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除等	第41条の19の3
15	認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除	第41条の19の4

(14) 防衛省（6件）

番号	所管する政策等の単位の名称	条文(参考)
1	取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	第33条、第33条の5、第33条の6
2	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	第33条の2
3	取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	第33条の4
4	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	第34条
5	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	第34条の2
6	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例	第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4

注(1) 本表は、所得税軽減措置109措置について、税制改正要望や政策評価の対象として基礎的な単位の区分し、関係省庁別に一覧としたものである。

注(2) 関係省庁から提出された資料等を基に作成した。

注(3) 平成26年分において適用される所得税軽減措置を対象としている。